# 第 25 回早稲田矯正保護展

# 罪を犯した高齢者の社会復帰
## 〜司法と福祉の更なる連携に向けて〜

**第 25 回早稲田矯正保護展実行委員会**

法学部公認サークル犯罪学研究会
早稲田大学法学部小西暁和ゼミ
早稲田大学文学部藤野京子ゼミ
早稲田大学法学部吉開多一ゼミ
早稲田大学広域 BBS 会

## はじめに

早稲田矯正保護展は、「早稲田大学法学部公認サークル犯罪学研究会」「早稲田大学法学部小西ゼミ」「早稲田大学文学部藤野ゼミ」「早稲田大学法学部吉開ゼミ」「早稲田大学広域 BBS 会」などの学生団体の他に、「早稲田大学社会安全政策研究所」「更生保護法人更新会」「更生保護稲門会」が主催する、犯罪者や非行少年の矯正・更生保護に関する研究発表展です。昨年同様、新型コロナウイルス感染症の影響から、対面での開催は叶いませんでしたが、数多くの方々のご支援、ご協力のおかげで、本年度で第 25 回目を迎えることができました。

今年度は、「罪を犯した高齢者の社会復帰～司法と福祉の更なる連携に向けて～」と題し、福祉的支援を必要とする罪を犯した高齢者の社会復帰に向けて行われている、関係機関の連携による取り組みについて調査するとともに、今後の連携した取り組みの在り方について研究を行って参りました。

高齢出所者は、高齢による身体機能・認知機能の低下などの理由から、就労が行えず、さらに生活保護などの公的支援を受けていないため、出所後に自立した生活を送ることが困難であり、そのために再犯をしてしまうという現状があります。また、現在は刑事施設の受刑者の「高齢化」や刑事施設の「介護施設化」という言葉を聞くようになり、刑事施設に収容することが本当に罪を犯した高齢者自身にとって、そして社会全体にとっても最善であるのかということが疑問視されています。

本報告書では、高齢者の犯罪や再犯の現状、効果的な指導を目指して民間協力者と連携して行われている矯正や更生保護、高齢者を福祉に繋げるために行われている関係機関の連携による取り組みに焦点を当て、高齢者の自立・社会復帰のための連携による取り組みの今後の在り方について私たちの考えを述べております。

学生が行う研究発表ということもあり、専門家の方からすれば拙いところや、学生からすれば分かりづらいところもあるかもしれません。しかしながら、もしこの報告書が、御覧いただいた方の研究や学習等のお役に立つことがあるならば、望外の幸せに存じます。

第 25 回早稲田矯正保護展　実行委員長
法学部 3 年　大久保那菜

目次

第１章

本研究の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４頁

第２章

矯正での取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10 頁

第３章

更生保護での取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・24 頁

第４章

出口支援・入口支援の取り組み・・・・・・・・・・・・33 頁

総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57 頁

# 第１章　本研究の概要

## 第１節　研究動機

### 1、高齢者犯罪の現状

刑法犯により検挙された者の総数は、2004(平成 16)年をピークに減少しつづけ、2019(令和元)年には戦後初めて 20 万人を下回った[1]。また、公判請求人員は、2005(平成 17)年から減少傾向にあり、2019(令和元)年には 2,582 人となった[2]。さらに、入所受刑者数は、2007(平成 19)年から全体として減少し続け、2019(令和元)年には戦後最少を更新した[3]。このように、全体の検挙人員が減少している一方で、65 歳以上の高齢者の検挙人員は高止まりとなっている。そのため、検挙人員の総数に占める 65 歳以上の高齢者の比率は 2000(平成 12)年には 5.8%であったが 2000(平成 12)年から一貫して増加傾向にあり、2016(平成 28)年以降は 20%を上回り、2019(令和元)年には 22.0%と、19 年間で 16.2 ポイントも上昇した(図 1 参照)。さらに、入所受刑者総数に占める高齢者の比率については、2000(平成 12)年には 3.3%であったが、2003(平成 15)年からは増加傾向にあり、2019(令和元)年には 12.9%となった(図 2 参照)[4]。

2000(平成 12)年から 2020(令和 2)年にかけて、日本社会の全人口に占める高齢者の割合が 11.5 ポイント上昇していることに鑑みると、検挙人員に占める高齢者率の増加、入所受刑者総数に占める高齢者率の増加の背景には、日本社会の高齢化だけでは説明できない原因があると考える。

---

[1] 法務省法務総合研究所『〔令和 2 年版〕犯罪白書』(2020 年) 5 頁。
[2] 法務省法務総合研究所・前掲注(1) 33 頁。
[3] 法務省法務総合研究所・前掲注(1) 49 頁。
[4] 法務省法務総合研究所・前掲注(1) 191 頁。

図１：　刑法犯検挙人員の総数と刑法犯検挙人員の総数に占める高齢者の割合

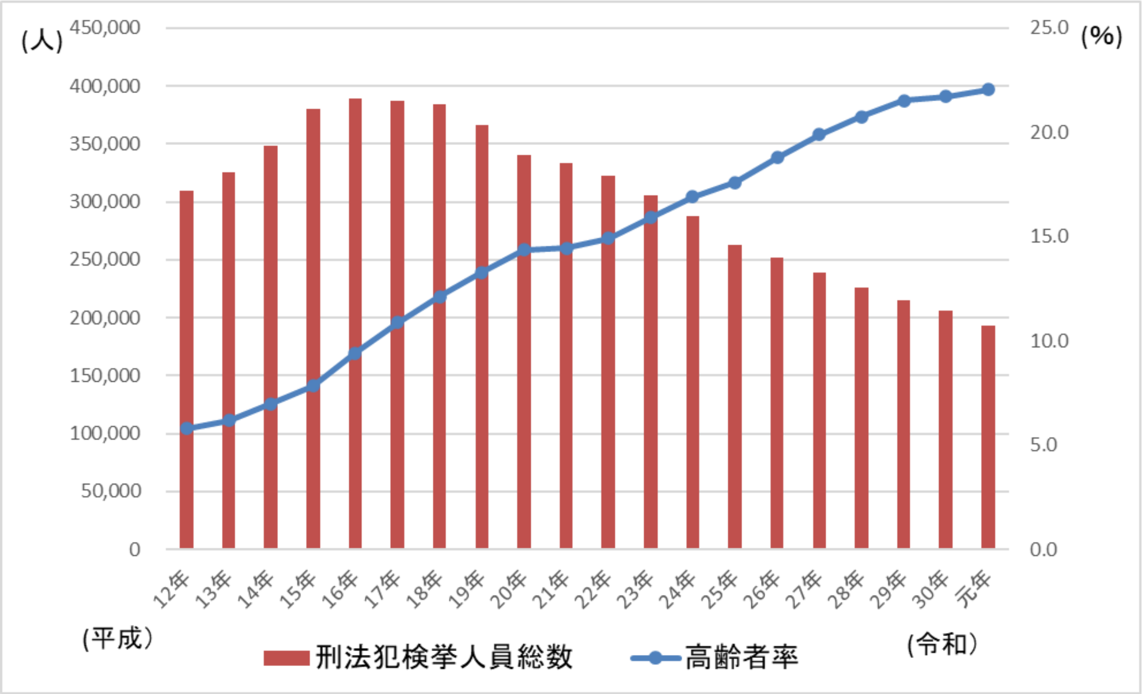


注：法務省法務総合研究所編『〔令和２年版〕犯罪白書』187 頁より筆者作成。

図２：入所受刑者総数と入所受刑者総数に占める高齢者の比率

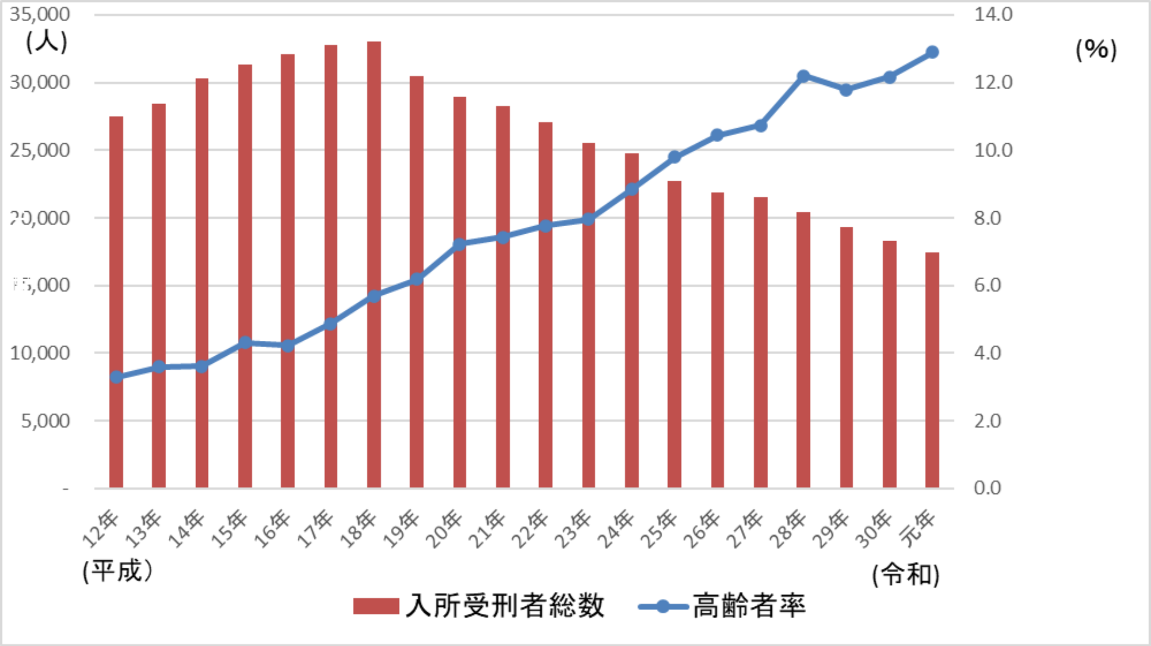


注：法務省法務総合研究所編『〔令和２年版〕犯罪白書』191 頁より筆者作成。

**2、高齢者の再犯の現状**

刑法犯検挙人員に占める再犯者[5]の人員の比率は、2000(平成 12)年以降上昇し続け、2019(令和元)年には 48.4%にも及び[6]、検挙された人のおよそ 2 人に 1 人が再犯者であるということが分かる。また、出所受刑者の 2 年以内再入率[7]の推移について、高齢者と他の年齢層を比較すると、どちらも減少傾向にある。しかし、高齢者の 2 年以内再入率は一貫して高く、2018(平成 30)年は 20.4%と出所した高齢者の 5 人に 1 人が 2 年以内に再入所している状況にある(図 3 参照)[8]。

図 3：出所受刑者の 2 年以内再入率の推移(年齢別)

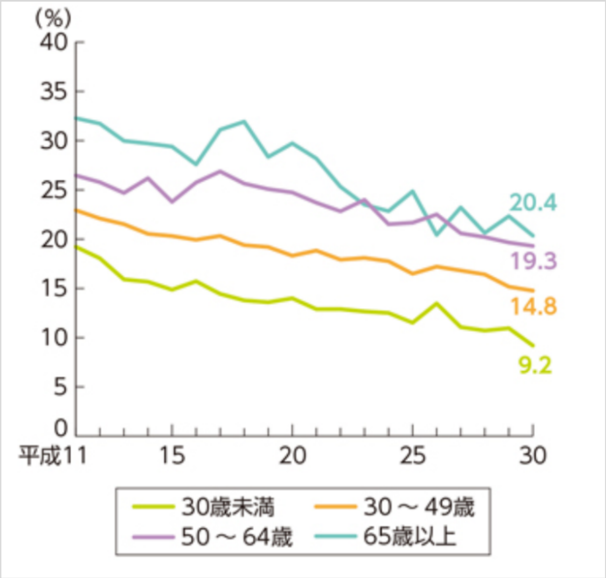


注：法務省法務総合研究所編『〔令和 2 年版〕犯罪白書』226 頁より引用。

以上のように、現在も高齢者の 2 年以内再入率が高いままとなっているが、この現状にはどのような問題があるのか。

2020(令和 2)年の統計によると、高齢者新受刑者のうちの 59%が累犯者であり、入所度数については、他の世代と比べて全体的に高い傾向にある[9]。また、再犯をしてしまう高齢者の態様について法務省が 2014(平成 26)年に行った特別調査によると、高齢再入者の犯行時罪名として最も多い財産犯については、その犯行動機と背景事情として、家族と疎遠であったり身寄りがない者が 6 割、生活困窮となっている者が 5 割に及び、社会的孤立や経済

[5] 再犯者とは、犯罪により検挙されたことがあり、その後再び検挙された者のことをいう。
[6] 法務省法務総合研究所・前掲注(1) 213 頁。
[7] 2 年以内再入率とは、各年の出所受刑者人員のうち、刑務所を出所した年の翌年の年末までに再入所した者の人員の比率のことをいう。
[8] 法務省法務総合研究所『〔令和 2 年版〕再犯防止推進白書』(2020 年) 9 頁。
[9] 矯正統計調査「新受刑者の年齢別　入所度数及び累犯・非累犯」(2020 年)(https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250005&tstat=000001012930&cycle=7&year=20200&month=0&stat_infid=000032105733&result_back=1&tclass1val=0)(2021 年 10 月 19 日閲覧)。

的要因など、出所後自立が困難な状況に陥っていることが再犯の背景にあることが示された[10]。また、高齢者の経済状況について、職場の給与や生活保護、各種年金など何かしらの収入がある者と比べて、収入のない者の方が再犯に及ぶ期間が短いということが分かった(図 4 参照)[11]。

図 4：高齢受刑者の再犯期間別構成比(再犯時収入状況別)

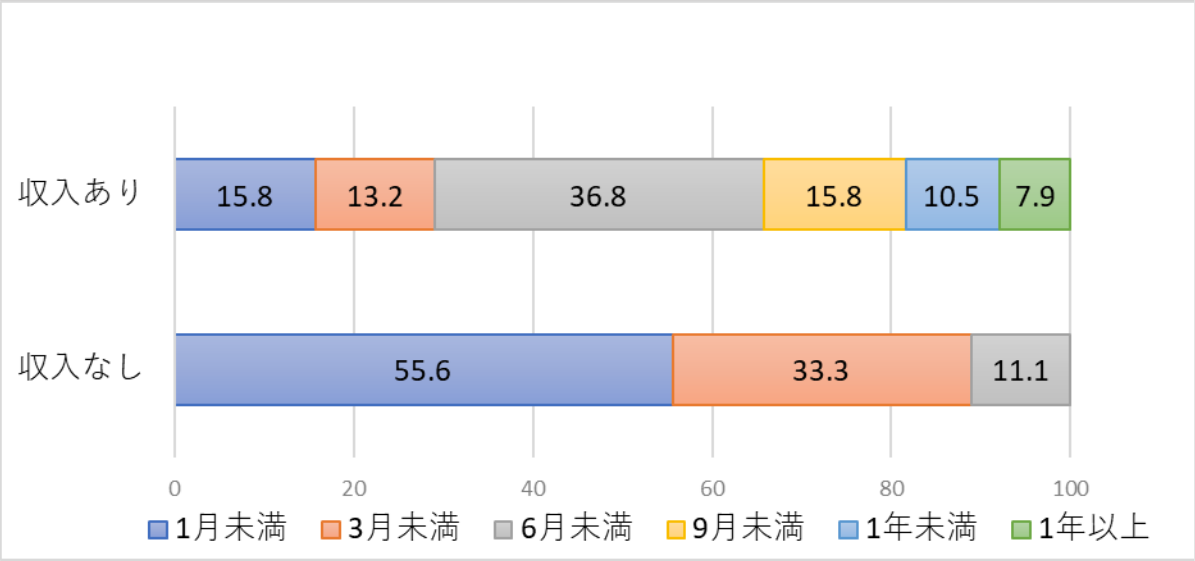


注：法務省法務総合研究所『高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究』175 頁より筆者作成。

また、就労状況について、高齢再入者の 9 割が無職であり、その原因として高齢や精神・身体疾患が挙げられている(図 5 参照)[12]。

[10] 法務省法務総合研究所『高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究』(2018 年) 172 頁。
[11] 法務省法務総合研究所・前掲注(10) 175 頁。
[12] 法務省法務総合研究所・前掲注(10) 173 頁。

図 5：高齢受刑者の無職理由

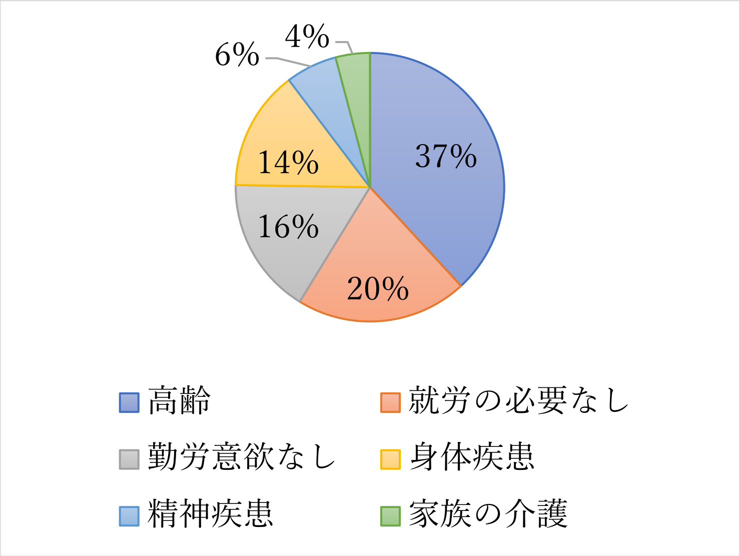


注：法務省法務総合研究所『高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究』173 頁より筆者作成。

さらに、各種支援の利用の有無について、市役所・福祉事務所等の公的支援や地域生活定着支援センター、更生保護施設、自立準備ホームなどの支援を利用した者に比べ、利用しなかった者は再犯期間が短いということが分かった(図 6 参照)[13]。

図 6：高齢受刑者の再犯期間別構成比(各種支援の利用の有無別)

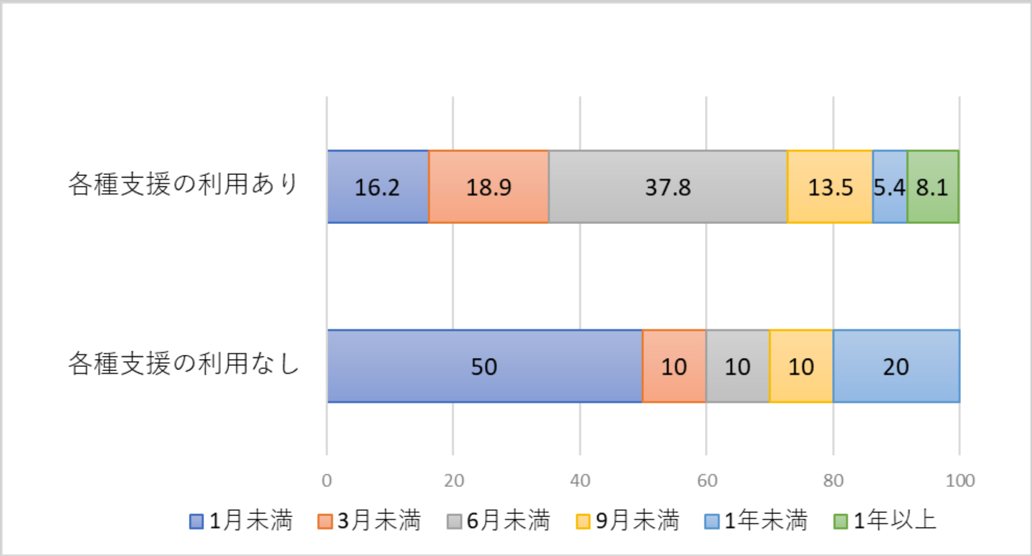


注：法務省法務総合研究所『高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究』175 頁より筆者作成。

[13] 法務省法務総合研究所・前掲注(10) 175 頁。

以上のことから、高齢者は他の世代と比べて何度も再犯をして刑務所に入所してしまう傾向にあり、高齢者が再犯に至る原因としては、収入がなく必要な支援を受けられていないという背景があるといえる。このような高齢出所者は、心身機能の低下や不安定な収入、周囲からの孤立という「生きづらさ」を抱えており、社会に包摂されないことで、何度も犯罪に手を染め、刑務所に戻ってしまうという「負の連鎖」に陥ってしまっていると考えられる。

### 3、連携した取り組みの広がり

これらの生きづらさを抱えた罪を犯した高齢者が負の連鎖から抜け出し、社会復帰していくためには、近年広がっている多機関の連携による取り組みが重要だと考えられる。ここでいう「多機関」とは、国や民間団体、地方自治体の三者における様々な機関・団体のことである。福祉的支援が必要な、生きづらさを抱えた出所者に対する連携の議論が行われ始めたのは、2000 年代前半にさかのぼる[14]。同時期は、元衆議院議員の山本譲司氏が自らの受刑中の体験をもとに「介護施設化」されている刑務所の現状を描いた『獄窓記』が出版された。また、「軽度知的障害で、かつ高齢でありながら、刑務所を出所後、格別の支援を受けることもなかった」[15] 74 歳の高齢男性による下関駅放火事件が起こり、高齢者犯罪の問題にスポットが当たる契機になった時期である。「司法と福祉の連携」というスローガンのもと、2009(平成 21)年には高齢出所者等に対する出所後の支援体制として地域生活定着支援事業が開始されるなど、連携した取り組みが徐々に拡大してきた[16]。

そのような中で日本の刑事政策の一つの転機となったといえるのが[17]、2016(平成 28)年に成立、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律(以下、再犯防止推進法という。)」である。この法律では、国と地方自治体相互の連携、民間団体等との連携協力に努める必要があるとされ、再犯防止に関して多機関が連携することの有効性が示された。2017(平成 29)年には、再犯防止推進法に基づき、政府は、「再犯防止推進計画」を閣議決定したほか、地方自治体においても徐々に「地方再犯防止推進計画」が策定されはじめ、2021(令和 3)年 11 月現在において、190 の地方自治体で策定されている。

## 第 2 節　研究対象

前述のとおり、入所受刑者総数に占める高齢者の比率が上昇していることから、近年では受刑者の「高齢化」、刑務所の「介護施設化」という言葉が聞かれるようになった。現在、刑務所には、身体機能や認知機能が低下していることで作業を行うことが困難であり、介護を必要としている高齢者が多く存在する。実際に山本譲司『獄窓記』には、著者が指導補助

---

14 金澤真理・安田恵美・髙橋康史『再犯防止から社会参加へ　ヴァルネラビリティからとらえる高齢者犯罪』(日本評論社、2021 年) 9 頁。
15 西日本新聞(2016 年 9 月 18 日)「84 歳　もう刑務所には… 下関駅放火事件から 10 年 累犯障害者男性 人生の半分服役 司法と福祉連携 出所後フォロー」(https://www.nishinippon.co.jp/item/o/284176/)（2021 年 10 月 19 日閲覧)。
16 金澤・安田・髙橋・前掲注(14) 9 頁。
17 金澤・安田・髙橋・前掲注(14) 10 頁。

として認知症や障害を抱えている受刑者の介護をしている様子が描かれている。また、生活の基盤が安定していないために再犯を繰り返してしまう高齢累犯者の中には、「食事も出て、寝泊りもできる」刑務所を自らの居場所とし、社会よりも刑務所生活の方が居心地がよいと感じてしまう者もいる[18]。しかし刑事施設は、刑罰を執行し、罪を犯した人が更生していくことを目的とする場所である以上、刑務所に戻りたいという思いを抱いてしまって良いのであろうか。したがって、住居の確保や生活保護などの福祉的支援を必要とする高齢者が支援を受けられる基盤を作り、その後の福祉支援につなぐことが、社会復帰を果たすうえで求められてくるのではないか。

2020 年度の早稲田矯正保護展では、刑務所出所者等の社会復帰における就労先の確保の重要性から、刑務所出所者等への就労支援や矯正、更生保護の分野の関係各機関の連携に焦点を当てて研究した。しかし、高齢で心身機能が低下しているような、出所後に福祉支援につなぐ必要のある高齢者に対しては、このような就労支援はなじみにくい。そこで、以上に示したような再犯の現状、そして多機関連携の重要性から、本研究では、生活保護などの各種の支援を受けておらず、社会復帰するための支援が必要となってくる罪を犯した高齢者を研究の対象とし、そのような者に対して、多機関が連携して行っている社会復帰への取り組みの現状を分析し、その重要性を確かめたうえで、今後の展望について考察していく。

# 第 2 章　矯正での取り組み

第 2 章では、矯正の段階での外部関係機関との連携を含めた、高齢受刑者に対する取り組みについて言及し、効果や課題点等を考察する。

## 第 1 節　矯正の概要

矯正の目的について、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」の第 30 条では、「受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行う」ことが定められている。

矯正処遇とは、刑務所内で受刑者に対して行われるもので、①作業、②改善指導、③教科指導から成り立っている。

①作業は刑務所内で規則正しい生活を送らせることにより、心身の健康維持や勤労意欲の養成、共同生活における自己の役割や責任の自覚を促し、また職業的知識及び技能を付与することにより、円滑な社会復帰を促進させることを目的として行われ、生産作業、社会貢

[18] 清田浩司『塀の中の事情　刑務所で何が起きているか』(平凡社、2020 年) 18 頁。

献作業、職業訓練及び自営作業の 4 種類がある[19]。

②改善指導は、受刑者に犯罪の責任を自覚させ、社会生活に適応するのに必要な知識や生活態度を習得させるために必要な指導を行うもので、すべての受刑者を対象とした一般改善指導と、特定の事情を有することによって改善更生や円滑な社会復帰に支障が認められる受刑者を対象とした特別改善指導がある[20]。

③教科指導とは、社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生や円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者のほか、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる者に対し、学校教育に準ずる内容の指導を行うことである[21]。

## 第 2 節　社会復帰支援指導プログラム

本節では、2017(平成 29)年から全国的に展開されている、高齢・障害を有する者を対象とした「社会復帰支援指導プログラム」に焦点を当て、その概要と各刑務所における取り組みの現状、そして課題について述べ、考察をする。

### 1、社会復帰支援指導プログラムの概要

社会復帰支援指導プログラムは、高齢・障害を有する等の理由によって円滑な社会復帰が困難であると認められ、特別調整等の福祉的支援の対象とすることが必要と認められる受刑者に対して実施されており、福祉に関する基礎的な知識や社会適応力を付与し、出所後に福祉的な支援を受けながら社会の一員として健全な社会生活を送るための動機付けを高めさせることを目的として行われているものである。同プログラムは、2014(平成 26)年から一部の施設で開始され、2017(平成 29)年度から全国的に展開している。このプログラムでは、刑事施設の職員だけでなく、地方自治体、福祉関係機関等の職員や民間の専門家など、多くの機関が連携して取り組みが行われている。プログラムの内容は、図 7 のとおり基本的動作能力や体力の維持、福祉制度に関する基礎知識の習得が中心となっている。

[19] 法務省 HP「刑務作業」(https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyouse10.html)(2021 年 9 月 16 日閲覧)。
[20] 法務省 HP「刑事施設(刑務所・少年刑務所・拘置所)」(https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyouse03.html#:~:text=(1)%20%E7%9F%AF%E6%AD%A3%E5%87%A6%E9%81%87%20%E5%8F%97%E5%88%91%E8%80%85、%E3%81%A8%E8%A6%8F%E5%AE%9A%E3%81%95%E3%82%8C%E3%81%A6%E3%81%84%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82)(2021 年 9 月 16 日閲覧)。
[21] 法務省 HP・前掲注(20)。

図 7：社会復帰支援指導プログラムの概要

刑事施設における一般改善指導

地域社会とともに
開かれた矯正へ

# 社会復帰支援指導プログラム

■ 指導の目標
高齢・障害を有する等の理由により，円滑な社会復帰が困難であると認められる受刑者に対し
① 基本的生活能力，社会福祉制度に関する知識その他の社会適応に必要な基礎的な知識及び能力を身に付けさせること。
② 出所後，必要に応じて福祉的な支援を受けながら，地域社会の一員として健全な社会生活を送るための動機付けを高めさせること。

- 対象者　①特別調整等の福祉的支援の対象とすることが必要と認められる者（現に福祉的支援の対象となっている者を含む）
②その他本プログラムを受講させることにより，改善更生及び円滑な社会復帰に資すると見込まれる者
- 指導者　刑事施設職員（刑務官，法務教官，社会福祉士等），関係機関・団体職員
- 指導方法　グループワーク，ロールプレイング，視聴覚教材，講話　等
- 実施頻度等　１単元６０分　全１８単元　標準実施期間：４～6か月

カリキュラム

| 単元 | 単元項目 | 概要 |
|---|---|---|
| 1 | オリエンテーション | プログラムの目的と意義を理解させ，動機付けを図る。 |
| 2 | 基本的動作能力・体力の維持及び向上（生活動作のトレーニング） | 体力・健康の維持が社会生活を送る上で重要であることを理解させ，歩行などに必要な体力等の維持及び向上を図る。 |
| 3 | 基本的思考力の維持及び向上（考える力のトレーニング） | 物事を考えることが老化防止につながることを理解させ，日常生活で必要となる基本的な思考力等の維持等を図る。 |
| 4 | 基本的健康管理能力の習得①（身体面の健康管理について） | 健康管理の必要性，自己管理の方法，病気になった場合の病院のかかり方を学ばせる。 |
| 5 | 同②（心の健康） | 心の健康について理解させ，健康を維持する方法を学ばせる。 |
| 6<br>7 | 基本的生活能力の習得①，②（対人スキル等） | 地域社会の一員として，良好な対人関係を維持することが再犯防止につながることを理解させ，対人関係スキル・会話スキルを学ばせる。 |
| 8 | 基本的生活能力の習得③（金銭管理を考える） | これまでの金銭の使い方などを振り返らせ，自分の金銭管理の問題性を認識させ，適切な金銭管理について理解させる。 |
| 9 | 各種福祉制度に関する基礎的知識の習得①（概要） | 社会復帰後に，健康で安定した生活を送るために社会福祉サービスが利用できることを理解させる。 |
| 10 | 同②（就労支援と年金） | 就労の確保の方法を理解させるとともに，老齢年金等の基本的な内容を理解させる。 |
| 11 | 同③（各種福祉制度） | 健康保険及び障害者福祉，高齢者福祉，介護保険について学ばせるとともに，社会で直面することが予想される困難場面について整理させる。 |
| 12 | 同④（生活保護） | 生活保護制度の仕組み，受給資格や申請の仕方等について理解させるとともに社会福祉に対する関心を喚起し，関係窓口の利用の仕方について学ばせる。 |
| 13 | 同⑤（特別調整と更生緊急保護） | 特別調整と更生緊急保護について理解させる。 |
| 14 | 同⑥（まとめ） | 出所後に直面することが予想される危機的場面について考えさせる。出所後利用できる福祉制度や相談の仕方等の確認を行う。 |
| 15 | 再犯防止のための自己管理スキルの習得①（規範遵守） | 社会生活においてルールや約束事を遵守する構えを身に付けさせる。 |
| 16 | 同②（安定した生活への動機付け） | 安定した生活を送るための具体的な方策を考えさせる。 |
| 17 | 同③（危機場面への対応） | 再犯しないために，適切な問題解決の仕方を考えさせる。出所後の危機場面を予想させ，適切な対処法を具体化させる。 |
| １８ | 同④（本プログラムのまとめ） | 本指導を振り返らせ，円滑な社会復帰のために，受講者が抱えている不安や悩みを整理させ，円滑な社会復帰のための方策を具体的に考えさせる。 |

注：法務省法務総合研究所編『〔令和 2 年版〕再犯防止推進白書』55 頁より引用。

**2、各刑務所における社会復帰支援指導プログラムの取り組み**

私たちは、(1)社会復帰支援指導プログラムの取り組み内容、(2)指導に関わっている方々、そして(3)プログラムを実施することによって生じる高齢受刑者の社会復帰への意識の変化、(4)現状の取り組みにおける課題について、栃木刑務所、広島刑務所尾道刑務支所、神戸刑務所、横浜刑務所、福井刑務所、府中刑務所に話を伺った。その内容は以下の通りである。

(1)取り組み内容

今回、回答が得られた刑務所では、そのほとんどの施設で、各種福祉制度や生活保護、特別調整や更生緊急保護についての基礎知識を付与する指導、就労支援や年金についての基礎知識を付与する指導が行われている。その他にも、心身の健康、食事と栄養に関する基礎知識を付与する指導や、基礎的動作能力や体力を向上させる指導など、基本的な生活を維持していくために必要なことも多くの刑務所で指導されている。さらに、栃木刑務所では、市役所などの関係機関への相談方法、生活上の危機場面における対応方法など再犯防止のための自己管理スキル等についての指導が実施されているとのことである。

以上のことから、各刑務所では、高齢受刑者自身の心身の健康に関する知識、出所後の福祉支援への繋がり方など、出所後に基本的な生活を営んでいくために必要となる知識を付与し、その上で必要となる「体力」を向上させる指導が実施されているということが分かった。

(2)指導に関わっている方々

今回調査した多くの刑務所では、社会福祉士、看護師や医師が指導に関わっていた。また、栃木刑務所では健康指導士や介護福祉士、社会福祉協議会、地域生活定着支援センター、看護協会、NPO 法人など多くの専門家を招聘して指導が実施されていた。さらに、横浜刑務所では、前述した方々の他にも横浜市福祉サービス協会、横浜市港南中央地域ケアプラザの職員といった、地方自治体の職員や地域の専門家が指導に携わっていた。

以上のことから、社会復帰支援指導プログラムでは、指導する内容に合わせてその専門家や地方自治体の職員を招聘し、専門性の高い指導を実施していることが分かった。

(3)高齢受刑者の社会復帰への意識の変化

社会復帰支援指導プログラムを受講した高齢受刑者の変化としては、専門的な知識を有した指導者が講義をすることで、実効性の高い指導となり、高齢受刑者の動機付けや受講意欲が高まるとのことが挙げられた。また、福祉制度の概要や支援の受け方について指導することで、福祉制度等を活用しながら生きていくことの大切さについて気づくきっかけとなり、出所後は周囲に相談し、助けを求めながら生活していきたいと考えるようになるとのことである。さらに、府中刑務所では、指導を通じて生活そのものの質を高め、張り合いのある人生にすることの重要性に気付き、これまではあまり意識してこなかった周囲との人間関係を見直そうとする高齢受刑者が増えたとのことである。

以上のことから、社会復帰支援指導プログラムとして専門的な知識を有する者が指導を行うことで、実生活に結びつきやすい指導を行うことができることが分かった。さらに、高齢受刑者がプログラムを受講することで、出所後の福祉支援の受け方について理解することができ、周囲の支援を得ながら生活していきたいという意識の変化が見られるということが分かった。

(4)現状の取り組みにおける課題

社会復帰支援指導プログラムを実施するうえでの課題としては、対象者の理解力には差があり、福祉制度について理解させるのに困難を有する者については、社会福祉につながるための動機付け指導をさらに充実させる必要があるということが挙げられた。また、栃木刑務所では、指導計画どおりの画一的な指導では十分な指導効果が得られない対象者に対して個別での指導を実施しているが、より効果的な指導方法を検討することが大きな課題となっているとのことであった。

## 3、特別調整への動機付け

以上にみたように、特別調整等の対象とすることが必要と認められる者に対して社会復帰支援指導プログラムが行われている。しかし、特別調整を実施するためには対象者の同意が必要であり、中には支援を受けることに対する動機付けが図れない者もいる。そこで私たちは、(1)特別調整の実施に関する同意を得る際に、支援を受けることに積極的でない対象者や支援自体の必要性を自覚していない方等に対してどのような助言・説得が行われているのか、(2)特別調整の実施については同意したが、支援を受けることには消極的な方等に対してどのような働きかけがなされているのか、という二つの点について、各矯正施設に話を伺った。

(1)について、今回調査した刑務所では、福祉的支援に関する知識の付与や支援を受けた生活の必要性について説明するとともに、受刑者本人が抱える生きづらさや悩みを事前に把握し、対象者について分析を行ったうえで福祉専門官による面接を実施していた。また、神戸刑務所では、支援の必要性を自覚しない者に対する指導的な助言や説得は効果的とは言えないということから、動機付けの面接技法に係る研修が頻繁に開催されているが、精神疾患や認知症等により動機付けが奏功しがたい対象者については、成年後見等の法的措置が執られる事例もあるとのことであった。

(2)について、広島刑務所尾道刑務支所と横浜刑務所では、出所後に入所する施設の写真や近隣の環境などをパンフレット等を用いて伝え、出所後の具体的な社会生活を想像できるような工夫をしていた。また、栃木刑務所では、支援を受けることに消極的な対象者に対して個人面接を実施し、福祉支援を受けることについてどこに忌避感情があるのか聞き出し、改善策を一緒に考え、必要な支援を受けるよう働きかけをしていた。

## 4、まとめ

各刑務所への調査結果から、社会復帰支援指導プログラムの内容については、退所後困難なことに直面した際や自立した生活を送る際にどのように周りを頼っていくか、どのように支援を受けるかというところを指導していることが分かった。プログラムを実施する際には、看護師や社会福祉士、社会福祉協議会の職員、大学の教員などの専門家や地方自治体の職員など地域の人々の協力を得ながら、専門性の高い指導が実施されているということ

が分かった。さらに、プログラムを受講した高齢受刑者の意識の変化としては、一社会人として生活するうえで「誰かに相談して生きること」の重要性を理解することが出来ているということが、刑務所職員の方への調査から分かった。以上のことから、指導の際に看護師や社会福祉士、社会福祉協議会など出所後の生活に関わってくるような方々と高齢受刑者が実際にコミュニケーションをとることで、社会に出た後の「相談しにくさ」を軽減できるのではないかと考えた。また、そのような専門家の方々が実社会に即した指導を行うことで、刑務所での生活が長い者も出所後の生活の見通しが立てられるようになり、受講に対する動機付けが高められるのではないかと考えた。

特別調整の動機付けについては、対象者の特性に合わせ、個人個人の問題を理解したうえで面接を実施していることが分かった。このことから、働きかけを通じて出所後の具体的なイメージを持ってもらうことで、出所後の生活や支援を受けることの不安を軽減させ、動機付けを高められるのではないかと考えた。

以上のことから、矯正の段階では、出所後自立した生活を行えるようにするために、高齢受刑者自身の「支援を受けられる基盤」を作っていくことが重要であると考えた。そのためには、出所後の生活に関わってくる地方自治体の職員、看護師など専門的な知識を持つ職員と連携した指導を行い、施設内の生活から社会内の生活への滑らかなシフトを後押ししていくことが必要不可欠となるのではないだろうか。

## 第 3 節　各刑務所における高齢者向けの指導・プログラム

現在、各地の刑務所では、高齢受刑者のために、居室内について、段差を解消したり、手洗いの水洗をプッシュ式で自動で止まる仕様にしたり、また、トイレや浴室について、手すりを設置するなど、バリアフリー化が進んでいる[22]。

一方、ソフト面においても、身体機能や認知機能の低下が心配される高齢受刑者を対象に、作業や一般改善指導のほか、外部との連携事業の一環として、様々な独自のプログラムが行われている。そこで、高齢受刑者を対象とした取り組みが行われている刑務所に質問状を送付し、高齢者向けに行われている指導・プログラムについて調査を実施した。

本節では、実際に行われている取り組みについて述べた上で、効果や課題点等を考察する。

### 1、各刑務所における取り組み

(1)広島刑務所尾道刑務支所の取り組み

一般改善指導の一環として、①音楽指導、②健康運動トレーニング、③認知機能トレーニングが、それぞれ月一回、外部講師を招聘して実施されている。

①音楽指導では、心肺・身体機能維持及びストレス発散を目的として、歌唱や音楽に合

[22] 法務省法務総合研究所『〔平成 30 年版〕犯罪白書』第 7 編/第 5 章/第 2 節/1 (https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/65/nfm/n65_2_7_5_2_1.html)(2021 年 11 月 13 日閲覧)。

わせ、手足を使った簡単な運動が行われている。②健康運動トレーニングでは、身体機能の維持向上を目的とし、対象者の状態に合わせて、椅子に座ってする運動や立った状態でする運動など、負荷の違う運動が行われている。③認知機能トレーニングでは、認知能力の維持及び低下防止を目的として、指先や手足の運動、短期記憶を試すクイズやコグトレ[23]のようなクイズ、手足を動かしながらの歌唱など、脳と身体を連動して動かすようなトレーニングが行われている。

(2)神戸刑務所の取り組み

地域連携モデル事業[24]として、兵庫県内の PFI 刑務所「播磨社会復帰促進センター」において、介護福祉に係る職業訓練(介護初任者研修)を修了した者を選定の上、神戸刑務所に移送し、病棟で休養中の者や認知症傾向の進んだ者、治療処遇的作業に付されている者等に対する食事、入浴、歩行運動等の介助、その他職員が指示する事項について従事させている。被収容者の介護に従事する受刑者に対しては、明石市の老人保健施設から職員の派遣を受けて、介護技術等に係る実務指導を行っている。

その他、職員向けの研修として、明石市社会福祉協議会職員を招聘し、認知症サポーター養成講座が実施された実績もある。

地域連携モデル事業の一環として行われているプログラムは 2 つある。一つ目は、一般改善指導として行われている「高齢者指導」である。「自立的で健全な生活を送ることができる」ことや、「受講者が出所後の社会生活において、いわゆる『居場所』と『出番』を見つけ、生きがいや目標を持って、地域社会の一員として生活を送ることができる」ことを目標に掲げ、そのための準備と動機付けを図り実施されている。具体的には、65 歳以上の高齢受刑者に対して、自立的で健全な生活を送ることができるよう、講義形式での社会生活上の知識付与や日常的な運動(明石市の作業療法士の助言の下)が実施されている。二つ目は「アート体験(音楽療法)」である。これは、高齢受刑者のうち認知症レベルと判断される者などの、処遇困難者のうち芸術療法を通じて情緒の安定化が期待される者を選定して行われている。

このような関係機関との連携した取り組みでは、受刑者は刑務所職員ではない人と接する機会が増える。それにより、他者と接する際に少し考えて行動するようになったり、社会復帰後のことについて実感を持って考える姿勢が喚起されている。

---

[23] 認知○○トレーニング(Cognitive ○○ Training)の略称であり、認知作業トレーニング、認知機能強化トレーニング、認知ソーシャルトレーニングの 3 つのトレーニングで構成されている。((JACOGT(一般社団法人日本 COG-TR 学会)「コグトレとは」)) (https://cog-tr.net/cogtr/)(2021 年 10 月 21 日閲覧)。

[24] 地域連携モデル事業とは、高齢受刑者の円滑な社会復帰を促進し再犯を防止するとともに、安全・安心な地域社会を実現するため、地域の医療・福祉等の専門家の協力・支援を得られるネットワークを作り、専門家の助言・指導を得て高齢受刑者(特に認知症傾向のある者)特有の問題に着目した処遇の充実を図るものである。女子施設地域連携事業の仕組みを参考にして、2017(平成 29)年度に、男性を収容する黒羽刑務所及び神戸刑務所において開始された。(法務省法務総合研究所『[平成 30 年版] 犯罪白書』第 7 編/第 5 章/第 2 節/2)(https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/65/nfm/n65_2_7_5_2_2.html)(2021 年 11 月 13 日閲覧)。

(3)栃木刑務所の取り組み

2014(平成 26)年度から女子施設地域連携事業[25]による様々な取り組みを開始している。看護師や保健師による健康相談、社会福祉士による出所後の生活に関する福祉サービス等の知識の付与、妊産婦である受刑者に対する助産師による指導、加齢による身体機能の低下等のある受刑者に対する介護福祉士による見守り・介助等の取り組みであり、様々な形で外部専門家の助言・指導を得て、各種指導・支援を拡充している。2016(平成 28)年 8 月からは、個人が抱える問題の解決を図ることにより、社会生活への意欲を喚起し、再犯防止に資することを目的として、受刑者からの相談に外部専門家が応じる業務を開始している[26]。

対象者は、日頃、受刑者を処遇する職員間で綿密に受刑者の行動観察を行い、情報共有した上で、年齢や認知・身体機能等が原因で日常生活に支障を生じている者(例えば、排泄した後に自身で拭き取れない、自分の下着等の洗濯ができない等)が選定されている。

効果としては、入浴や運動をはじめとした介助について全てを介助してもらうのではなく、受刑者本人が社会復帰後、自立した生活を送るために、自分でできることは自分で行うよう指導し、できないことは本人の身体状況等を勘案しながら介助することで、受刑者も自身のことを積極的にやろうとする姿勢が多く見られるようになった。また、地域連携事業導入前は、運動時間中、積極的に運動をする者が少なかったところ、地域連携事業導入後、健康運動指導などの各指導により、体の痛み等の体調不良について、どのような運動をすれば解決できるのか等、積極的に質問し、積極的に実施するなど、健康維持の意識向上にも前向きな変化が見られている。

民間協力者によるクラブ活動も行われている。目的は「受刑者の教養を高め、情操をかん養し、余暇時間の善用と精神的安定に資すること」で、日本語、絵画、合唱、茶道、書道、生花及び短歌クラブが実施されている。参加者は、クラブ活動を希望する者のうち、集団生活、対人関係が良好な人、継続して指導を受ける意欲・熱意がある人、工場で就業している人、生活態度に問題がない人等の条件を満たす人を選定している。

(4)喜連川社会復帰促進センターの取り組み

喜連川社会復帰促進センターは PFI 刑務所[27]であり、教育部門 SPC である(株)小学館

---

[25] 女子施設地域連携事業とは、地方公共団体、看護協会、助産師会、社会福祉協議会等の協力の下、女性刑事施設が所在する地域の医療、福祉、介護等の専門職種とネットワークを作り、専門職種の助言・指導を得て、女性受刑者特有の問題に着目した処遇の充実等を図るものである。2014(平成 26)年度に栃木刑務所、和歌山刑務所及び麓刑務所の 3 庁で開始され、現在は、美祢社会復帰促進センターを除く女性刑事施設において事業が展開されている。(法務省法務総合研究所『〔令和 2 年版〕犯罪白書』第 4 編/第 6 章/第 2 節/2)(https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/67/nfm/n67_2_4_6_2_2.html)(2021 年 11 月 13 日閲覧)。

[26] 法務省法務総合研究所『〔平成 29 年版〕犯罪白書』第 7 編/第 3 章/第 1 節/コラム 23 (http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/64/nfm/n64_2_7_3_1_4_23.html)(2021 年 11 月 13 日閲覧)。

[27] PFI 刑務所では、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、刑事施設の整備・運営に、公共施設等の建築、維持管理、運営等を民間の資金・ノウハウを活用して行う手法である PFI 手法が用いられている。現在、美祢社会復帰促進センター、喜連川社会復帰促進センター、播磨社会復帰促進センター、島根あさひ社会復帰促進センターが PFI 手法により運営されている。(法務省法務総合研究所『〔令和 2 年版〕犯罪白書』第 2 編/第 4 章/第 6 節)(https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/67/nfm/n67_2_2_4_6_0.html)(2021 年 11 月 13 日閲覧)。

集英社プロダクションが提供するプログラムである、特化ユニットプログラムが実施されている。高齢者や障害者等の特性に合わせてコンテンツを準備し、主に小集団を形成して指導している。対象者は各プログラムの基準に沿って選定し、なるべく受講できる人は取り残さないようにしているが、定員や指導期間等の制限があるほか、本人の健康状態によるところもあるため、刑期の終了が近いかどうかや各対象者の健康面の配慮を確認した上で選定するようにしている。

高齢者向けのプログラムには①体つくりトレーニング、②リハビリスポーツプログラム、③脳トレーニングプログラム、④いきいきプログラムがある。

①体つくりトレーニングは、特化ユニット対象者全員が毎日取り組み、身体機能及び認知機能等の維持及び向上を目指し、就労を始めとした円滑な社会復帰につなげることを目的としている。起床後、作業後に繰り返し取り組み、上記目標の達成に向けた継続的な取り組みである認識を持たせている。

②リハビリスポーツプログラムは、身体障害者及び高齢者向けのスポーツ競技を通じて、身体機能の改善を図る指導であり、身体障害又は身体機能の低下等が認められる者を対象に実施している。各種スポーツ競技については、受講者間でコミュニケーションを図るなど、積極的に取り組む様子が見受けられる。

③脳トレーニングプログラムは、音読、計算、書き写し等を通じ、前頭前野の活性化を図る指導であり、加齢による認知機能が低下する恐れがある者(認知症を除く)対象に実施している。ゲーム性を取り入れた指導内容もあり、モチベーションの保持を図りながら、真剣に課題に取り組む様子が見受けられる。

④いきいきプログラムは、回想法及び各種活動指導(歌唱、障害者スポーツ競技、創作活動、レクリエーション等)により、心身機能の改善を図る指導であり、初期認知症又は精神障害等により心身機能が低下している者を対象に実施している。受講者の特性に合わせた各種取り組みを通じて、表情が変化する、発言が増えるなど、徐々に意欲的に取り組むようになる様子が見受けられる。

プログラムを実施するのはすべて(株)小学館集英社プロダクションの職員であり、事前研修を実施するなどした上で、一定の経験がある者や福祉関係等の有資格者を指導に充てている。高齢者向けプログラムでは従前、病院の作業療法士を招いていたこともあるが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、現在は中断している状況である。

参加した高齢受刑者は、健康維持に関する知識・関心が高まるだけでなく、「ストレッチをするようになった」、「体調がよくなった」、「毎回のプログラムが楽しみ」等の感想を述べており、健康管理に対する意識付けのきっかけになっている様子が見受けられる。民間企業のノウハウが生かされていることもあって、多くの受刑者への前向きな意欲の喚起や高い仮釈放率につながっていると思われるとのことである。

(5)福井刑務所の取り組み

2017(平成 29)年度から、60 歳以上の高齢受刑者のうち、身体、精神に何らかの疾病があることによって処遇上配慮を必要とする者を選定し、一般改善指導として「配慮を必要とする高齢者等指導」を行っている。本指導は、高齢受刑者等の円滑な社会復帰及び再犯防止のため、特性及び心身の状況に応じた継続した指導を行い、円滑な社会復帰を促進し、社会において孤立させることなく、社会生活に適応する能力の育成及び維持を図ることを目的としており、対象者と認められた日から、釈放前指導開始までの間、刑務作業を実施する日の毎日 1 時間程度実施されている。

指導内容としては、①体力低下や疾病予防のため健康及び体力を維持するための方法について理解させ、個々の能力に応じた適度な運動の継続を図るもの、②能力低下や知能・意欲及び記憶力を維持するための方法について理解させ、個々の能力に応じた適度な指導及び活動の継続を図るもの、③知的・精神的障害を原因とする再犯防止を推進するため、自己の疾患に対する理解と解決に向けた方法を理解させ、個々の能力に応じた適度な指導及び活動の継続を図るものがある。それぞれ、処遇部企画部門(教育)の職員を主とし、処遇部企画部門(分類)、処遇部処遇部門及び医務課の各職員や、社会福祉士、教育支援スタッフ・就労支援スタッフ・食育カウンセラーなど、非常勤職員及び民間協力者に協力を求め、指導にあたっている。福祉的支援を受けることについて否定的だった受刑者が、本指導を行うことで、社会福祉制度に対して理解を示し、福祉支援を受けることに同意をして、一般調整対象者[28]と認定され、その後地域生活定着支援センターの介入によって、調整が開始されて福祉施設入所の方向性が示されたという受刑者もいるなど、一定の効果を見せている。

また本指導における指導枠として、「生きがい＝趣味等」の位置付けで、園芸活動(土作りから種まき、苗植え、水やりまで)、囲碁・将棋、俳句・短歌制作等を、月 2 回程度実施している。園芸活動で作成した花等は、最寄りの「えちぜん鉄道福井駅」に展示することで、地域の人々に見てもらえることの喜びを感じることができる動機付けを図っている。

さらに、同様に指導枠として、社会福祉士による社会福祉制度についての講話や、教育支援スタッフ・就労支援スタッフ・食育カウンセラーの講話等を実施し、再犯防止につながる社会生活に適応する能力の育成及び維持を図っている。

(6)府中刑務所の取り組み

作業の一環として、「機能向上作業」を行っている。本作業は、作業療法士による定期的な評価やアドバイスを受けながら、一般的な生産作業の内容と近似した作業を反復して行い、対象者の就業能力に応じて段階的により難易度の高い生産作業に移行できるよ

[28] 適当な住居があるものの、①高齢(おおむね 65 歳以上)であり、又は障害を有すると認められ、さらに②矯正施設退所後に福祉サービス等を受けることが必要と認められる者(石川正興編著『司法システムから福祉システムへのダイバージョン・プログラムの現状と課題』(成文堂、2014 年)ⅲ,ⅳ頁)。

う順次、作業を指定するとともに、社会復帰に向けて身体機能及び認知機能を維持・向上させ、出所後の安定した生活につなげていくことを目的に行われている。刑事施設においては、一般的に入所時に作業能力検査等を実施し、身体疾患や機能障害等が認められた場合は、一般工場で就業させることなく、就業時間を短縮するなど一定の措置をなした養護処遇を行うこととして、同処遇を行う者を養護受刑者と呼称し特定の養護工場で就業させ、民間から受注した比較的簡易な作業を実施させている実情にあるが、本作業の指定に当たっては、主に養護受刑者の中から、作業療法士等が本人の適性や能力等を考慮して本作業を実施することが相当と認められる者を選定している。内容としては、認知機能の維持・向上のための取り組み(ブロック折り紙、モザイクアート、紙袋製作、粘土細工、園芸、窯業)、及び身体機能の維持・向上のための取り組み(ストレッチポール、お手玉投げ、筋力体操等)を実施しており、作業療法士等が指導を行っている。受刑者からは「健康に意識が向くようになった」、「体調がよくなった」、「階段を上るのが楽になった」などの前向きな意見が多く見られた。また、本作業を始めたころは、作業中にもかかわらず、頻繁に脇見をするなど集中力があまりなかった受刑者が、本作業を継続することにより作業に集中する時間が長くなり、徐々にではあるが集中力が高くなってきていることが感じられるとのことである。

一般改善指導の一環としては、養護工場に就業している養護受刑者を対象に、高齢受刑者等の認知機能の維持及び改善のため、認知症予防トレーニングとして、間違い探しやパズルなどの内容により構成されている簡易なドリルを用いた「高齢受刑者等認知機能維持改善指導」を実施している(現在はコロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止)。また、主に 60 歳以上であって、通常の歩行等が困難な者、四肢に不自由がある者及び病気を患っている者等を集めた工場に就業している者を対象に、高齢受刑者等の健康水準を保持・増進させ、生活習慣病を予防することを目的として、映像に合わせてストレッチや筋力トレーニングに継続的に取り組む「高齢受刑者等健康運動指導」を実施している。同指導では、月に 2 回外部講師(理学療法士の資格を持つスポーツインストラクター)を招聘しての運動指導を実施し、外部講師による指導が行われない平日は、同講師作成による VTR を放送する方式での指導を行う(2020(令和 2)年 3 月以降は、工場就業日に同講師作成による VTR を放送する方式での指導のみを継続して実施している)。

その他、入所時には全ての受刑者について、受刑者の処遇・支援に必要な資料を得るためのアセスメントを行っているが、高齢受刑者については、全員に長谷川式認知症スケール[29]を実施し、認知機能の状況を早期のうちに把握し、その特徴に応じた処遇や支援を行っていけるようにしている。前記認知症スケールの結果や面接時の状況等を踏まえ、ウェ

[29] 1974(昭和 49)年に聖マリアンナ医科大学・神経精神科教授だった長谷川和夫氏らによって開発された。9 つの評価項目、30 点満点で構成され、20 点以下だった場合、認知症の疑いが高いとされている。所要時間は 5 分～10 分程度。(SOMPO 笑顔倶楽部「認知症の診断に使われる長谷川式認知症スケールとは｜認知症の基礎知識」)(https://www.sompo-egaoclub.com/articles/topic/852)(2021 年 11 月 13 日閲覧)。

ックスラー式知能検査[30]等の心理検査を追加で実施したり、精神科診察を依頼したりして、高齢受刑者の特性を精査するように努めている。

全体を通して、外部との連携した取り組みを行うことの効果も高い。再入所の多い府中刑務所の高齢受刑者は、以前に入所していた施設での指導が浸透せずに出所しては再犯をして再入所することを繰り返してきた者が少なくない。そうした受講対象者は、プログラムに参加して、「自分たちのために、改善指導の時間を作ってくれたことがありがたい」、「教育の先生やほかの先生（外部協力者としてプログラムに参加した府中市地域包括支援センター社会福祉士等)が、わざわざ来てくれて、自分たちが社会でちゃんとやれるようにと色々教えてくれるのが嬉しい」、「お金が掛かってそうで、刑務所のやる気を感じる」などの感想を述べていた。また、高齢受刑者の中には、基本的な対人不信感が強い人、助けを求めたり助けてもらったりした経験が乏しい人など、「支援」に対して期待も信頼も持てず、最初は半信半疑で福祉的支援に同意する者が多いが、帰住希望地の福祉関係者が面接のために来庁し、本人ととても細かく地域のことを話したり、双方が知っている共通の支援者の話題になったりすることがある。そうすると、本人は安心し、「この人はいろいろ知っているな。この人になら支援してもらっても良いな」と思うようになり、半信半疑だった気持ちから福祉的支援を受けて出所する前向きな気持ちに変容していくのを目の当たりにする。高齢受刑者から、「支援を受けるので、少しでも良いところを見せたい。そのため、懲罰を受けないようしっかり頑張りたい」という声を聞くこともある。そして高齢受刑者は、積極的に機能向上作業に取り組むなど、自分の身体能力について自覚が出てきているように見受けられるとのことである。

**2、高齢受刑者処遇の課題**

上記のように、各刑務所において、高齢受刑者への様々な指導・プログラムが外部と連携するなどして行われていることが分かった。ここからは、そのような高齢受刑者の処遇を行う際の課題について、各刑務所からの回答をもとに考えていきたい。

(1)高齢受刑者の処遇を行う上での課題

まず、高齢受刑者の身体・認知機能の低下などで個別的対応が必要となる場合において、職員の負担が増加することや、人手不足が課題となっている。例えば、「高齢受刑者の特性の一つとして、疾病罹患率の高さがあり、様々な面において、職員負担は大きく、マンパワーが足りていない」(尾道刑務支所)、「介護や医療など個別具体的に対応する案件が

---

30 児童版の WISC(Wechsler Intelligence Scale for Children、通称ウィスク)、成人用の WAIS(Wechsler Adult Intelligence Scale、通称ウェイス)、幼児用の WPPSI(Wechsler Preschool and Primary Scale of Intelligence)の 3 種類がある。成人用の WAIS は、全検査 IQ のほか、言語理解指標(VCI)、知覚推理指標(PRI)、ワーキングメモリー指標(WMI)、処理速度指標(PSI)という 4 つの指標得点を測ることができる。(LITALICO 発達ナビ「WAIS・WISC とは？ウェクスラー式知能検査の特徴、種類、受診方法、活用方法のまとめ」)(https://h-navi.jp/column/article/725)(2021 年 11 月 13 日閲覧)。

増え、急速的に手間も増えている」(千葉刑務所[31])、「介助を必要とする受刑者が増加した場合、本来介護を業務としていない刑務官を中心とした人的体制や、職員配置上の問題、これら受刑者への個別的対応に係る職員の業務負担増が懸念される」(横浜刑務所)などと言った声が多く聞かれた。

また、「認知機能や身体機能などに問題を抱えた受刑者も含め、こういった高齢受刑者には個人差もあり、個別的に対応する必要があるが、どのような視点を持って、指導を分け、どの程度の指導までが必要なのかを見極めるのは非常に困難で、多くの高齢者へのアプローチ方法をどのように適切に行うかが大きな課題である」(栃木刑務所)、「高齢であることを理由とする身体機能の低下や理解力の欠如、認知症等が顕著に認められる場合、個別的対応が必要となるが、そのような受刑者を集団の中で適切に処遇することの難しさがある」(横浜刑務所)というように、高齢受刑者一人ひとりへの適切な処遇をすることの難しさについても、課題として見えてきた。

(2)外部との連携した取り組みを行う上での課題

(ⅰ)外部との連携した取り組みを開始する際の課題

「受刑者への支援」に対する認知が低く、外部機関に「受刑者(犯罪者)」というだけで拒否されることが多く、対応に苦慮した」(福井刑務所)、「罪を犯した受刑者への福祉的支援の必要性はもとより、刑務所からの連絡というだけで先方が構えてしまうなど、刑務所について理解してもらうことも含めて、大きな課題であった」(府中刑務所)というように、刑務所の外からの受刑者に対する理解不足によって、連携を開始することに苦労したとの声が聞かれた。

また「刑務所には、福祉スタッフだけでなく多職種のスタッフが働いており、福祉的支援を推進するようになった当初は、刑務所内で働く刑務官等他の職種の方々にその必要性について理解してもらうことが一番の課題であった」(府中刑務所)のように、受刑者に対する福祉的支援の必要性について、刑務所内での理解が不足していたこともあったようだ。

しかし、「現在も、周囲の関心の低さや、理解の不足が壁となることはあるが、10 年前に比べると遥かに理解者は増え、連携もしやすくなったと感じている」(府中刑務所)とあるように、再犯防止推進法の制定などによって、刑務所と外部との連携は根付いてきているように思われる。

(ⅱ)外部との連携した取り組みを実施する上での課題

「今も昔も支援協力の裾野を広げていくことが課題であるが、出所者の支援の必要性を感じている福祉関係者は多いと感じるため、そういった方たちに直接会って出所者の実情や福祉的支援について伝達できる研修等の機会を大切にしたい」(府中刑務所)

[31] 千葉刑務所からの回答については、刑務所としてではなく、刑務官の方個人の見解としてお答えいただいた。

との声が聞かれ、受刑者・出所者に対する理解の更なる増進と、外部機関との連携の更なる強化・拡大が期待されている。

また、気を付けていることとして、「外部講師の中には、受刑者は自分たちとは異なる特殊な存在と考えられており、恐怖の対象としてイメージされている点もあるため、指導に協力いただく場合には、そうしたイメージに捉われずに、プログラムやその他の指導に関与してもらえるよう、受刑者の在り様を理解してもらう期間を十分に取る必要がある」(府中刑務所)が挙げられ、連携先に刑務所や受刑者についてしっかり理解してもらう事も重要だと言える。実際に、栃木刑務所で受刑者の介護に当たられた方からは「一般社会での介護サービスは、被介護者に対して積極的に介護等することが一般的であるが、受刑者に対する介護は、社会復帰後に自立した生活ができるよう最低限の介助やアドバイスしかしないといったギャップに驚いた」といった感想があったという。各地の刑務所では、実際の指導場面の見学だけでなく、指導後に行う指導者間のミーティングへの同席や、十分な質疑応答時間を確保するなど工夫がされている。

**3、まとめ**

今回、調査を実施した結果、各刑務所で高齢受刑者に対して、様々な取り組みが行われていた。各刑務所独自の取り組みにおいて、外部講師を招聘して行われるなど、外部機関と連携して実施されているものも多くあり、さらに近年、再犯防止推進法の制定などにより、刑務所と外部との連携は根づき始め、受刑者には他人への態度の改善や、自身の健康意識、社会復帰への意欲の向上など、前向きな変化が見られるなど、効果も上げていることが見受けられた。

一方で、高齢受刑者を処遇する上で、高齢者の疾病率の高さや、個別対応の必要性から、刑務官の負担が増えていることや、人手不足が一番大きな課題と言える。各地の刑務所では、同刑務所で受刑中の者の中で、介護福祉課受講者や有資格者が高齢受刑者の介護を手伝っている例もあるが、今後高齢受刑者が増加することが想像されることから、やはり、刑務所職員の負担は増加すると思われる。

神戸刑務所では、「地域連携モデル事業」の一環で、兵庫県内のPFI刑務所である播磨社会復帰促進センターにおいて、介護福祉に係る職業訓練を修了した者を選定のうえ、神戸刑務所に移送し、病棟で休養中の者や認知症傾向の進んだ者等に対する食事、入浴、歩行運動等の介助などに従事させている。このような刑務所同士の連携も含めた、刑務所と外部の機関との連携を今後さらに広げることによって、より大勢の専門的知識を有する指導者が高齢受刑者処遇に関わることとなり、より個々の高齢受刑者にとって適切な処遇を行うことができるのではないかと考える。そのためには、地域社会の受刑者への支援の意義に対する、更なる理解の向上が必要であると言えるだろう。

### 第４節　支援の意義

本章の最後に、受刑者への支援の意義について、研究を通して感じたことを述べていきたい。

高齢受刑者に向けた支援的な処遇の意義は、高齢受刑者が繰り返し再犯を犯してしまうという負の連鎖を断つというところにあると考えられる。高齢受刑者の再入所率は高く、その高齢受刑者の中には、適切な支援を受けていれば罪を犯すことがなかったであろう者も含まれる。今回調査を実施した各刑務所では、社会復帰支援指導プログラムや、高齢受刑者に対する取り組みとして、高齢受刑者の出所後に向けての動機付けを促し、また、高齢受刑者が出所後、社会になじんで暮らすことを後押しするような指導・プログラムが行われていることが分かった。出所後に、高齢受刑者が相談できる場所をつくり、前向きな社会復帰を進めていける支援をすることは、再入所率の低下につながり、社会全体の犯罪の減少も期待できる。

さらに、外部との連携した支援が行われることによって、刑務所の外からの「受刑者への支援」の必要性についての理解が進み、出所者への偏見をなくすことにもつながると思われる。再犯してしまう者の特徴として、「孤立」していることが挙げられるが、社会からの出所者への冷たい目が少しでも温かくなることで、出所者の「孤立」も防ぐことができるのではないだろうか。

## 第３章　更生保護での取り組み

ここでは、保護観察所、更生保護施設、その他民間団体による取り組みに分けて、罪を犯した高齢者に対する更生保護における連携について述べる。なお、更生保護には罪を犯した高齢者、保護観察所、更生保護施設等の関係機関、また地域社会が関わっている。そのため、初めに罪を犯した高齢者のニーズを考察し、それを踏まえて第２節では保護観察所、第３節では更生保護施設、第４節ではその他民間団体について述べる。

### 第１節　罪を犯した高齢者のニーズに関する考察

罪を犯した高齢者が必要としている支援としては、以下のことが指摘されている。

初めに、コミュニケーションの支援の必要性が挙げられる。例えば、高齢の更生保護施設入所者の 40％がコミュニケーションに関する支援を必要とする調査結果が報告されている[32]。また、同調査では、更生保護施設に入所している高齢者には生活習慣病などの慢性疾

[32] 小野美香子・北川公子「更生保護施設における触法高齢者の健康の実態とニーズに関する調査研究」共立女子大学・共立女子短期大学総合文化研究所紀要 24 巻(2018 年)57 頁。

患を持つ者も多く、医療への接続が課題となっていることが指摘されている[33]。保護観察終了後あるいは更生保護施設退所後の問題としては、帰住先確保の困難や地域社会での孤立が問題となっており、特に満期釈放者に多くみられる[34]。

このように、罪を犯した高齢者は福祉的支援のほか、更生保護における支援が終了した後の社会生活上の支援を必要としていると考えられる。そこで本章では、終了後に地域で社会生活を送るうえでの基盤(福祉施設などの帰住先、人間関係の構築)などの支援における連携に着目して検討したい。

## 第２節　保護観察所における取り組み

ここでは、保護観察所で行われている、罪を犯した高齢者への支援における連携について述べる。本調査では、管轄区域内にある更生保護施設等の他の関連機関との連携にも焦点を当て、東京都及び福岡県の 2 箇所の保護観察所にそれぞれ書面調査を行った。保護観察所は地域による活動内容の差異があまり見られないので、取り組みの概要を述べた後に各調査結果について①罪を犯した高齢者へのアプローチ、②連携の現状と課題、③地域社会へのアプローチの順に述べる。

### 1、保護観察とは

保護観察とは、犯罪や非行をした者の再犯防止と円滑な社会復帰のために行われる社会内での指導および支援である。刑務所、少年院などの矯正施設を仮出所した者、保護観察付執行猶予者などを対象とする。保護観察は指導監督と補導援護に大分され、前者としては定期的な面談による行状の把握や、個別に定められた遵守事項に基づく指導および措置、薬物事犯などへの専門的プログラムの実施等が行われている。後者としては、住居・就労支援や生活環境の調整、医療・療養指導などが行われている[35]。

保護観察は、全国 50 カ所の保護観察所を拠点として、それぞれに配置される保護観察官と保護司が中心となって実施される。保護観察官は心理や教育などの専門知識を持つ国家公務員で、所轄の対象者の計画策定や遵守事項違反時の対応等、専門性を生かした業務を担当する。一方で、保護司は原則 2 年の任期で(再任もある)、ボランティアとして一人あるいは複数の対象者を担当し、地域性や民間性を生かして対象者との定期的な面談や就労・地域活動に関する情報提供、同行等を行っている[36]。

---

[33] 小野・北川・前掲注(32) 60 頁。
[34] 小野・北川・前掲注(32) 53 頁。
[35] 法務省 HP「保護観察」(https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00040.html) (2021 年 11 月 13 日閲覧)。
[36] 法務省 HP・前掲注(35) (2021 年 11 月 13 日閲覧)。

## 2、東京保護観察所[37]

高齢の保護観察対象者に多くみられる課題は 3 点ある。1 点目は、過度な飲酒などの健康上の課題であり、近隣の医療機関との連携や医療互助への紹介によって対応している。2 点目は、経済的な課題である。すなわち、高齢で就労が難しいため、必要な生活費の確保が難しいという課題である。これに対しては、更生緊急保護[38]や保護期間の延長によって対応している。3 点目は、精神的な課題である。具体的には、社会内にいることで更生への意識が低下したり、生きがいを失ったりすることが挙げられている。そこで、更生保護施設内で役割を与えたり、面談時に遵守事項を意識させたりして更生および社会復帰の意識づけを行っている。

東京は、日本の中心部に所在することもあり、再犯防止推進計画に基づいて、さまざまな先進的な取り組みが行われている。また、保護観察所や更生保護施設で専門知識を持つ職員による、帰住先の調整等の専門性を生かした支援も行われている。一方で課題としては、再犯防止のみならず、息の長い支援が求められる時代に即した行政や司法の意識改革、また支援に関して対象者と意見が異なる場合のつながりの確保が挙げられている。

地域社会では、保護観察対象者が就労して一定の評価を得ている場合もあるなど、改善がみられるものの、依然として地域住民の理解が課題となっている。このような問題には各更生保護施設で対応している。具体的には更生保護施設入所者による施設周辺の清掃、また特定の罪名の者を入会させない誓約を地域と交わす、といった方法がある。

## 3、福岡保護観察所

罪を犯した高齢者には、傾聴や共感的理解などのカウンセリングの基本を重視して対応している。また、面談などでは対象者のできているところを評価しているほか、認知行動療法に基づいた専門的プログラムも実施している。このような取り組みを通じて、自身に不都合な面も含めて率直に語り、内省を深められるようにすることを目標としている。

福岡県には、自立準備ホームなどの多種多様な支援団体が所在している。この特徴を生かして、福岡保護観察所では各団体の特色を把握して、適切なアセスメントをすることで各対象者に適した支援者へつなげることが求められている。また、職員が持つ専門知識を生かして、本人の視点での支援を行うことで再犯防止や信頼関係の構築を試みている。一方で、司法の措置を通じては短期間にしか関わることができないことが課題である。そこで、福祉施設等の性質が異なる機関とも相互に理解を深め、協力することを重視している。

地域社会へは、実績の積み重ねによって偏見をなくすことを目指している。そのために、地域住民に対して活動内容を説明したり、地域の更生保護施設入所者や職員と住民が

---

[37] 東京保護観察所からの回答については、保護観察所としてではなく、職員の方個人の見解としてお答えいただいた。

[38] 刑事手続による拘束を解かれた者を対象とした、援助・保護が必要な場合に一時的に社会生活に関する指導・助言や食事・医療の援助等を受けることができる制度。

行事などで交流したり、また保護観察対象者に対して近隣住民に迷惑となる行動をしないように指導している。

## 第３節　更生保護施設における取り組み

ここでは、更生保護施設における取り組みについて紹介する。初めに概要を述べ、続いて各団体の調査結果に移る。なお、調査結果については①主な活動内容、②罪を犯した高齢者へのアプローチ、③連携の現状と課題、④地域社会へのアプローチの順に述べる。

### 1、更生保護施設とは

更生保護施設とは、刑務所等を出所した後に帰住先がない者を一時的に保護し、再犯防止や社会復帰を支援する施設で、罪を犯した高齢者の約 4 割が帰住先としている[39]。ここでは、原則として 6 カ月以内に、集中的に施設退所後を見据えた生活の支援や帰住先の確保が行われている。具体的には、一時的な食事・住居の提供、SST(ソーシャルスキルズトレーニング)[40]、また退所後の相談受付といったフォローアップがある。

2009(平成 21)年度からは、高齢、障害によって福祉的支援が必要な出所者等を福祉サービスにつなげる支援(特別処遇)が行われている。これは特別調整で帰住先が決まらなかった者も対象としており、特別調整を補完する役割も担っている。対象者は、開始当時から2017(平成 29)年度までの間で約 4.3 倍に増加している(図 8 参照)。また、これらには社会福祉士などの福祉専門職の活用もなされている。

[39] 法務省法務総合研究所・前掲注(22) 第 7 編/第 3 章/第 4 節/2(https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/65/nfm/n65_2_7_3_4_2.html) (2021 年 11 月 13 日閲覧) 。
[40] 日常生活の場面を想定して、コミュニケーション能力を向上させることを目的とした訓練。

図 8：特別処遇対象人員の推移

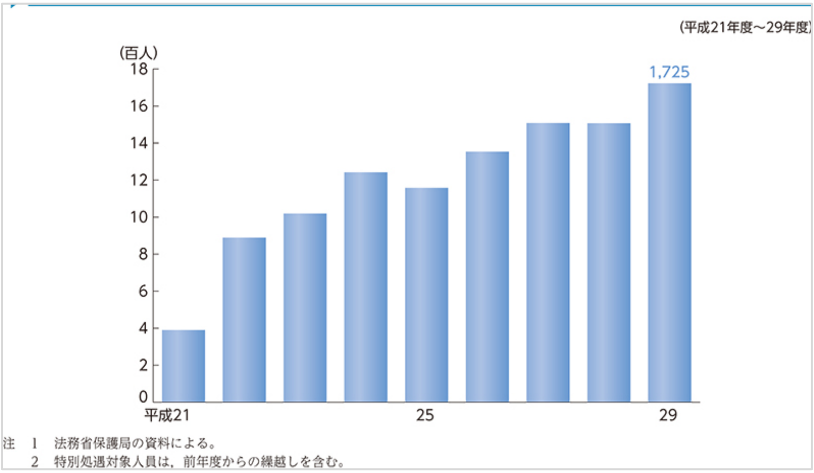


注:法務省法務総合研究所『〔平成 30 年版〕犯罪白書』353 頁より引用。

また、施設退所後の支援としては、対面や電話などによる相談といったフォローアップの支援が多く行われているほか、特別な支援を行っていなくても退所後を見据えた支援が行われている[41]。

**2、更生保護法人「更新会」**

更生保護法人「更新会」は、更生保護法人として一時的な食事・住居の提供のほか、就労支援や福祉への接続支援を行っている。また、外部から講演者を招いた講話集会や SST といった、人間関係の支援にも力を入れている。フォローアップとしては、希望者に窓口や電話、メール等での相談を行っている。コロナ禍でも同様の支援を引き続き行っているが、施設内の消毒や隔離を徹底しつつ、希望者にはワクチン接種の同行なども行われている。

罪を犯した高齢者に対しても、ほかの出所者と同じように公平・対等に接することで退所後も長くつながりを持つことを目指している。また、罪を犯した高齢者には他人の話を聴き、相談することを苦手とされる方も多いので、傾聴や語り掛けによって相談しやすい関係の構築を試みている。矯正施設内では、「刑務官と受刑者」といった縦の関係が主になるのに対して、出所後は横の関係を持つ機会も増加する。そこで、同行支援や SST などの際に人となりを知り、コミュニケーションを積極的にとっている。なお、課題としては、罪と向き合うことと生活再建の両立が挙げられる。実際、刑務所内でライフワークを見つけ、生きがいを持つことはできたものの、自分の犯した罪にあまり向き合えていない印象を感じさせる入所者も見かけられたとのことであった。

連携先としては、福祉施設や医療機関のほか行政機関が多い。各種手続きに同行するほか、福祉専門職員が中心となって退所後の受入調整を行っている。福祉専門職員を配置するこ

41 小野・北川・前掲注(32) 58-59 頁。

とで、福祉施設等との連携がスムーズになったほか、より対等な目線で入所者と接することができるようになった。

地域との関係では、特に退所後の住居支援の際に課題が残っている。例えば根強い偏見によって不動産会社に断られることで、退所後の賃貸借契約が難しくなるといった問題がみられる。この問題を解決するためには、施設退所後に仮の住居に移り改めて住居を借りるなど、段階的な自立準備や、ホームページ等での広報活動による正確な情報提供が有効であるとの点が挙げられた。

**3、社会福祉法人「南高愛隣会」**

社会福祉法人「南高愛隣会」は、社会福祉法人として初めて更生保護施設「雲仙・虹」(以下、「雲仙・虹」とする)を運営し、罪を犯した高齢者や障害者の社会復帰を支援している。入所時に健康、経済設計といった個人に合わせた計画を立て、「司法から福祉へのソフトランディング」を掲げて、出所後も息の長い支援を行っていることが特徴である。具体的な活動内容としては、一時的な住居・食事の提供、生活支援、福祉の専門スタッフを配置して同法人が運営する近隣の事業所の体験利用や見学のほか、入所者の交流のために施設内でのイベントも実施している。また、入口支援として、罪を犯した高齢者のうち、刑が未確定である者に対しても地域内での指導や支援を実施している。コロナ禍では、関係機関等とオンラインで連絡をとるようになったほか、イベントでは人と人との間隔を十分に空けるように心がけている。

「雲仙・虹」では、出所者は罪を償った人たちであるから人間としての価値観は同じであると考え、対等に接し、退所後も長く相談できる関係を築くことを重視している。具体的には、異なる年代の入所者との交流や退所者もゲストスピーカーとして参加するグループミーティング、退所後のイベントへの招待などを行っている。このような取り組みを通じて、お節介をしてくれることに感謝できる感性と将来の見通しを持ち、退所後も自信や責任感を養うことができる。このほか、自己肯定感を高めるために、入所時の計画を立てる際に目標を決めさせ、達成した人に対して感謝状の贈呈を行っている。これには、再犯を防ぐ効果もみられ、自宅に飾ってある感謝状を見たことで犯罪を思いとどまることができた元入所者もいた。なお、イベントに関しては、地域に在住している「雲仙・虹」に入所していない出所者等であっても、希望すれば参加できるようにするべきであるという意見があった。

「雲仙・虹」では、保護観察所や相談支援事業所など、幅広く連携を行っている。具体的には、個人のニーズに合わせて就労支援や医療・デイサービス、自立訓練などを行っている。支援の流れとしては、事業所を紹介し、見学・体験利用を経て手続を行い、その後、巡回などのフォローアップを行っている。万が一問題を起こした場合は一時的に「雲仙・虹」で預かり、先方と本人と話し合いをした後に初心を取り戻すための生活実習を行った後、先方に帰している。

各施設・事業所などとの連携そのものは改善される一方で、制度の壁といった課題がある。具体的には、入院で施設を出た場合に、保護観察所からの支援が、わずか8日しか受けられない、在宅起訴された者に更生緊急保護が適用されないなどの問題がある。すなわち、支援の対象者をより幅広くし、より長く支援を続けることが必要とのことであった。

開所当時から山間部に施設を構えているものの、希望者は地域の借家やグループホームに移ることができるので、より地域に密着して生活することができる。この点はマスコミにも取り上げられているため、地域住民の方には周知されている。時には、地域に迷惑をかけることもあるが、活動について理解を得られている。このほか、イベントの際に地元の女性会から寄贈いただいたものを参加者に渡したり、その年の問題や改善点、計画を地域に発表して意見を頂いたりしている。このように、地域に向けて積極的に活動の実態を説明することが理解促進につながっていると考えられる。

## 第4節　その他民間団体における取り組み

保護観察所や更生保護施設といった既存の機関のほか、民間団体が更生保護の段階での社会復帰の支援に携わるケースも増加しつつある。本調査では、罪を犯した高齢者に対して保護観察や更生保護施設における支援が終了した後にも継続的な支援を行っている NPO 法人抱樸と社会福祉法人安立園に対して、Web 会議システムを利用した聞き取り調査を行った。この調査結果は①主な活動内容、②罪を犯した高齢者へのアプローチ、③連携の現状と課題、④地域社会へのアプローチの順に述べる。

### 1、取り組みの概要

保護観察の対象にならないので、既存の更生保護の枠組みにおいて支援を受けることが難しい満期釈放者や、更生保護施設を退所した者に対しても支援を行っている民間団体がある。これらの団体は保護観察所や更生保護施設における取り組みを補完する役割を果たしているが、団体によって活動内容はさまざまである。例えば満期釈放者等への支援としては、自立準備ホームでの住居・福祉への接続支援がある。また、更生保護施設等退所者への支援としては、相談業務や福祉施設での受け入れ等が挙げられる。

### 2、NPO 法人「抱樸」

NPO 法人「抱樸」(以下、「抱樸」とする)では、ホームレスや刑務所出所者等に対して居住支援や就労支援等を行ってきた。「伴走型支援」を重視し、課題解決のみならずその後も継続的な支援を行うことで孤立を防いでいる。例えば 2010(平成 22)年からは、福岡県から地域生活定着支援センターとしての業務を委託されている。また、2021(令和 3)年 4 月からは入口支援も行っている。この他、互助活動等も行われている。コロナ禍では、引き続き対

象者へ直接支援をすることに重点を置いているが、対象者との面談等のオンライン化が進んでいる。

高齢出所者には、犯罪の背景として生きづらさ(貧困・孤立等)がみられる傾向にあり、住居支援を必要とする者も多い。そこで、抱樸では背景を把握することを重視したうえで、前向きな話から、対等な立場で接することで関係づくりを試みている。なお、生活支援においては、経済的自立が困難でも支援を求められるようになることを一つの目標としている。個人や世代によって適した発信手段は異なり、例えば携帯電話を持っていない人には対面で相談を受け付けることもある。また、近年は潜在的に支援を必要な方々が多くみられるので、情報発信や公的機関との連携によって対象者を把握している。このほか、互助活動によって「支援する人/される人」といった立場の固定化をなくし、自立できれば支援する側に回ることで生きがいを持たせ、社会とのつながりを確保することを目指している。

司法と福祉の連携における課題としては、方向性の違いが挙げられた。すなわち、司法は再犯防止を重視するのに対して、福祉は生活支援を重視している差異である。また、住居の確保においても、根強い偏見によって受け入れを拒否される場合も多い。そこで、罪を犯した高齢者も出所すれば社会の一員であることに変わりはなく、ほかの高齢者とあまり変わりがないことを説明している。

一方で、地域社会にはあまり意識したアプローチは行っていないものの、研修などでの正確な情報発信や成果によって偏見をなくしていくことを重視している。また、NIMBY 問題[42]に関しては、反対する者が一定数いることは仕方のないこととしながらも、活動の目的をしっかりと説明することが重要である等の意見があった。

### 3、社会福祉法人「安立園」

社会福祉法人「安立園」（以下、「安立園」とする）は、更生保護施設を前身とした社会福祉法人である。全入所者の 1 割ほどが罪を犯した高齢者で、比較的軽微な犯罪が多いものの重い内容の犯罪歴を持つ者もいる。そこで、入所者自身で生活を組み立てることを重視した支援を行っている。具体的には、自身で設定した日課のもとで、クラブ活動やボランティア、シルバー人材センターの派遣での清掃などを行い、認知機能の維持と生きがいの向上を目指している。なお、コロナ禍では消毒・換気などの感染対策を徹底し、施設内でできる活動を中心に対応しているが、生活の安定のため買い物など個別に対応するための職員の負担が増加した。

罪を犯した高齢者に関しては、再犯せず生きなおしを目的として入所する者が多い。その背景としては、経済的困窮が多いため、個人に合わせた規則を設け、生活リズムや金銭管理、外出時の同行が主に行われている。更生保護施設時代とは対象者の方が変化してきており、

[42] “Not In My Backyard”の略。活動の趣旨自体には賛同するものの、自身の近くで行われることには反対する立場で、特に児童養護施設や刑事施設等の近隣住民にみられる傾向がある。

現在は約束を守れなかったときも含め、自分自身と向き合わせることを重視し、認知症などがある場合は医療機関とも連携している。

また、罪を犯した高齢者に多いコミュニケーションの課題には、特別扱いせずに接し、家庭的な関わりを通じて本人が心を開けるような話題を探したり、日常会話など当たり障りのない話から始めたりすることで相談しやすい関係を作って対応している。例えば、初めは意固地になっていたものの、刑務所で面談するうちに多くの人が気にかけてくれていることを知り、自分から支援を受けたいと申し出て入所が決まった場合もあった。悩みを話せない人が多いので、日ごろの何気ない声掛けや毎日の表情・行動の変化を観察しているほか、健康上の不安を訴える場合も多いので、看護師などさまざまな職種と連携して対応している。

地域生活定着支援センターとの連携も密に行っている。課題としては、罪を犯した高齢者の受け皿が少ないことがある。例えば、厚生労働省が府中刑務所を視察した際、福祉的ニーズが十分に満たせていないとの指摘が法務省職員からなされている。その背景としては、根強い出所者等への偏見や、特に地方の行政機関における特別調整の認知度の低さが考えられる。また、「安立園」のある府中市では在宅ケアセンターが市内を 11 か所に分けて相談業務を行う担当制がとられている。これには住んでいる場所の近くに気軽に相談できるメリットがある一方で、エリア外の人が相談窓口にアクセスしにくい問題がある。

地域社会に対しては、入所者の犯罪歴や業務に関する情報への配慮を徹底することで偏見につながらないよう対処している。例えば、地域に根差した長い 95 年の歴史の中で事業の拡大に伴い、様々な話が聞かれることはあるが、入所者の過去を暴いたり、犯罪歴を漏らしたりすることがないよう心がけている。施設としては、入所者や地域住民の方々に配慮し、メディア取材への対応は控えている。一方で、行政や研究機関への必要な協力は行っている。

## 第 5 節　まとめ

司法と福祉の連携は、福祉専門職によるコーディネート業務等によって円滑になりつつある。一方で、制度や受け入れ先の不足によって、特に更生保護施設退所後の支援が難しくなっていることが分かった。また、地域社会における偏見は根強く、更生保護終了後の生活基盤の確保も課題となっている。

罪を犯した高齢者へのアプローチに関しては、フォローアップが重要である。特に、潜在的に支援を必要とする者への支援の必要性が高まっており、傾聴や同行支援など、本人の立場に立った支援で心理的な障壁を取り除くことが不可欠である。また、更生保護施設等を退所して本格的に社会生活をする際には、主体性がより重要になる。そこで、対象者を見守ったり、支援する側に回る機会を与えたりすることで生きがいの向上につなげることができると考える。

また、更生保護における司法と福祉の連携に関しては、各機関が異なる強みを持つことを

念頭に置く必要がある。それぞれの強みを生かして、当事者である罪を犯した高齢者の視点を重視した支援を行うことが重要である。これによって、罪を犯した高齢者への多面的な支援を実現することができると考える。

そして、社会に残る根強い偏見や更生保護に関する諸制度の限界に関しては、解決に時間を要する。地域社会に対しては、当事者である罪を犯した高齢者の背景を知ったり、支援活動に関する情報を継続的に発信したりすることで偏見を和らげることができるだろう。また、このような支援に関して必ずしもすべての人の賛同を得ることができるわけではないものの、賛同者とのつながりを確保・維持することも効果的であると考える。

# 第 4 章　出口支援・入口支援の取り組み

第 4 章では、出口支援及び入口支援[43]における罪を犯した高齢者に対する連携による取り組みについて取り上げる。まず、第 1 節では、出口支援及び入口支援がいかにして導入されたか、その背景について述べ、第 2 節で出口支援、第 3 節で入口支援の取り組みと課題についてそれぞれ言及する。そして、第 4 節では、出口支援及び入口支援における司法と福祉の更なる連携について考察する。

## 第 1 節　出口支援・入口支援の導入の背景

「罪に問われた者に対する社会復帰支援」が注目された契機は、2003(平成 15)年に出版された山本譲司『獄窓記』に遡ることができる。この手記により、矯正施設に収容されている者の多くが、福祉の支援が必要と考えられる高齢者や障害者であるという実態が世に知られることになった。また、2006(平成 18)年には、満期出所したばかりの知的障害を有する累犯高齢者による下関駅放火事件が発生し、本来刑事司法ではなく福祉の対象者となるような者が多く服役しているという事実は福祉関係者にも衝撃をもって受け止められた。

これらを受けて、2006(平成 18)年に実施された法務省特別調査では、親族等の受入れ先がない満期釈放者約 7,200 人のうち、高齢または障害を抱え自立が困難な者が約 1,000 人程度いることが明らかになった[44]。また、2008(平成 20)年には社会福祉法人南高愛隣会理事長(当時)の田島良昭らによる厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」が実施され、その結果として、再犯者率(検挙人員に占める再犯者の人員の割合)が上昇し続ける中にあって、それらの再犯者の中には、福祉的支援につなぐことによって、再

[43] 「入口支援」「出口支援」という用語には厳密な規定はないが、本稿では矯正施設に入所する前の段階で行われる支援を「入口支援」、矯正施設出所時に行われる支援を「出口支援」という。
[44] 厚生労働省社会・援護局「福祉の支援が必要な刑務所出所者の現状」(https://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/kyouseishisetsu02.pdf)(2021 年 9 月 16 日閲覧)。

犯に至ることを防ぐことができるような者が少なくないことが明らかとなっていった。その成果・提言に基づいて、厚生労働省と法務省の連携により設置されたのが、いわゆる「出口支援」を行う「地域生活定着支援センター」である。2009(平成 21)年以降、各都道府県に設置され、矯正施設出所者に対する「特別調整[45]」が進められた。

矯正施設出所者に対する支援が進むにつれ、その現場では、累犯やそれに伴う長期収容に至る前の段階での福祉的支援の必要性が認識されるようになった。犯罪に至った背景事情を早期に把握し解決することにより、社会からの長期の隔絶を防ぎ、より円滑な社会復帰につながることが期待されたのである。このような経緯から、矯正施設での処遇を経ない者、特に犯罪傾向の進んでいない、起訴猶予処分や罰金刑を受けた者、執行猶予判決を受けた者に対する社会復帰支援として入口支援が導入されるに至った。

## 第 2 節　出口支援の取り組み

### 1、出口支援の概要

(1)特別調整の概要

矯正施設被収容者の出所後の生活環境の調整については、更生保護法第 82 条の規定に基づき、保護観察所の長が、受刑者の出所後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行っていた。しかし、身寄りのない高齢または障害を有する者については、矯正施設収容中に生活環境の調整を行っても、出所後の住居や福祉サービスの確保が困難であり、それらの確保ができないまま釈放された結果、早期に再犯に至り、矯正施設に再入所するケースが数多く見られた[46]。この従来の生活環境の調整の特別の手続として新たに導入されたのが特別調整である。

特別調整は、高齢または障害を有し、かつ適切な帰住先のない矯正施設出所者が、出所後に速やかに介護、医療、年金などの各種福祉サービスを利用できるように、また地域で生活するための住居、就業先を確保できるように支援を行うという、司法と福祉をつなぐ取り組みである。そして、この取り組みにおいて中心的な役割を担うのが地域生活定着支援センターである。

(2)地域生活定着支援センターの事業の概要

地域生活定着支援センター(以下、「定着支援センター」とする)は、高齢または障害を有することにより、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護観察所と協働して、出所後速やかに福祉サービス等を利用できるようにするた

---

[45] 特別調整とは、高齢又は障害を有し、かつ適切な帰住先のない受刑者等について、出所後速やかに住居及び福祉サービス等を確保できるようにするための手続である。
[46] 奥田幸生「高齢又は障害により自立が困難な者の特別調整について」罪と罰 49 巻 4 号(2012 年) 21 頁。

めの支援を行い、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする機関である[47]。また、定着支援センターは、主に特別調整対象者に対して、矯正施設収容中から出所後まで一貫した相談支援、フォローアップを行う拠点であり、対象者に対する矯正施設出所後の帰住先確保の重要な担い手として位置付けられている[48]。

定着支援センターの事業内容は、(ⅰ)コーディネート業務、(ⅱ)フォローアップ業務、(ⅲ)相談支援業務、(ⅳ)高齢・障害被疑者等支援業務[49]、(ⅴ)上記業務を円滑かつ効果に実施するための業務[50]、の5つに分けられる。

(ⅰ)コーディネート業務

コーディネート業務では、対象者の受刑中から面会を通して出所後の福祉ニーズのアセスメントを行い、受け入れ施設等の斡旋や福祉サービスの申請支援等を行う。特別調整の対象者となる者の中には今まで福祉サービスを利用したことがない者も多いため、適切な福祉ニーズのアセスメントと支援対象者との信頼関係の構築が重要となる。

(ⅱ)フォローアップ業務

フォローアップ業務は対象者の矯正施設出所後に行われるもので、対象者の受け入れ先施設等に対して必要な助言や支援を行う。支援を、対象者の帰住する地域の支援者に引継ぎ、支援の役割を移行していくことが重要となる。

(ⅲ)相談支援業務

相談支援業務は、地域に在住している対象者やその家族、受け入れ先施設等からの相談に応じ、必要な場合は支援を行うというものである。

(ⅳ)高齢・障害被疑者等支援業務

本稿第4章第3節2、(3)(ⅱ)にて後述。

(ⅴ)上記業務を円滑かつ効果的に実施するための業務

上記の業務を円滑かつ効果的に実施するためには、矯正施設や保護観察所はもちろん、地方自治体の福祉関係部局、地域包括支援センターや特別養護老人ホームといった社会福祉施設、医療機関等とも密接な連携をとる必要があり、また、地域住民の理解を深める必要もあるため、様々な関係者会議や事例研究会、研修会などを行っている。

(3)特別調整等の成果

『〔平成30年版〕犯罪白書』によれば、2016(平成28)年の特別調整対象者は704人で、うち628人は出所・出院まで調整を実施し、出所・出院までに受け入れ先を確保できた人員は468人、出所・出院後に受入れ先を確保できた人員は117人、あわせて585人が

47 厚生労働省「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」(2009年) 2頁 ( https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000129060.pdf)。

48 河野　喬・道下　整・田中洋子・石倉康次「新受刑者の動向と地域生活定着支援センター」社会情報学研究：広島文化学園大学社会情報学部紀要20巻(2015年) 3頁。

49 法務省HP「地域生活定着促進事業」(https://www.moj.go.jp/content/001345180.pdf)(2021年11月24日閲覧)。

50 厚生労働省「地域生活定着促進事業実施要綱」(2012年) ( https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000129063.pdf)。

最終的には受け入れ先を確保することができている。これは、出所・出院まで特別調整を継続した人員の93.2%が最終的に受け入れ先を確保することができていることになる。

また、一般社団法人全国地域生活定着支援センター協議会の2014(平成26)年の調査によると、最初の定着支援センターが設置された2009(平成21)年から2013(平成25)年末までに、全国の定着支援センターが支援した対象者は 4,493 人であり、そのうち「再逮捕・再入所なし」であったのは 4,120 人と、全体の 91.7%は再逮捕も再入所もなく地域で生活していることが明らかになった[51]。

以上のように、特別調整及び定着支援センターの取り組みは、福祉的支援が必要な高齢出所受刑者の帰住先確保及び再犯防止に一定の役割を果たしているといえる。

**2、出口支援の課題と解決のための取り組み**

本調査では、出口支援の課題に対する取り組みについて、神奈川県地域生活定着支援センター、長崎県地域生活定着支援センター、千葉県地域生活定着支援センターにお話を伺った。ここでは各定着支援センターから伺った内容を踏まえて、出口支援について従来から指摘されてきた課題とその解決のための取り組みについて紹介する。

(1)特別調整対象者選定段階

受刑者が特別調整対象者として選定されるには、①高齢であり、又は障害を有していること、②帰住先がないこと、③出所後に自立した生活を営むうえで、福祉サービス等を受ける必要があること、④社会復帰のために、特別調整の対象とすることが相当と認められること、⑤特別調整の対象者になることを希望していること、⑥保護観察所の長による個人情報の提供に同意していること、の 6 つの要件を充たすことが必要となる。そして、特別調整候補者を適切に把握して選定し、保護観察所に通知する役割を担うのが矯正施設である。

この段階においては、特別調整を希望、同意しない受刑者への対応が課題として指摘されてきた。

(ⅰ)特別調整を希望、同意しない受刑者への対応

特別調整対象者として選定されるには「本人が特別調整を希望、同意していること」が必要となるが、福祉に対する知識不足や誤解が原因となって特別調整を希望しない候補者が一定数いることが課題となっている。

この点については、刑事施設では社会福祉士等の配置がなされている。もともと刑事施設では、一部の医療刑務所を除き、福祉を専門とする職員は配置されていなかった。しかし、特別調整の導入に伴い福祉に関する専門知識と実務経験を有する職員が必要となったため、非常勤の社会福祉士及び精神保健福祉士の配置を始めた。また、2014(平

51 一般社団法人全国地域生活定着支援センター協議会「都道府県地域生活定着支援センターの支援に関わる矯正施設再入所追跡調査」(2014 年) 1 頁。

成 26)年からは、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する常勤の職員である福祉専門官の配置も進んでいる(以下、非常勤の社会福祉士及び精神保健福祉士、福祉専門官をまとめて「社会福祉士等」とする)。

社会福祉士等は、出所後に福祉サービス等が必要になると考えられる受刑者と面接をして福祉ニーズを把握し、必要な場合には障害や疾患の程度、生活に関する資料を作成し、特別調整候補者として保護観察所に通知する役割を担っている[52]。

(2)帰住先等調整段階(コーディネート業務)

特別調整対象者として選定されると、特別調整が開始される。コーディネート業務では、まず、定着支援センターの職員は刑事施設において対象者と面会を数回行い、対象者の抱える課題を把握したうえで適切な帰住先へと調整する。

(ⅱ)保証人

この段階においては、特に保証人がいないことが課題として指摘されてきた。すなわち、特別調整の対象者となる者は身寄りがなく保証人が確保できないことや、死亡後の不安などから、単身アパート生活等を希望する対象者や単身生活に移行する対象者の受け入れをアパート等に拒否されてしまい、帰住先が確保できないという課題である。

この点については、全国各地で関係機関・関係者の協力によって保証人の機能を代替する仕組みや関係者が保証人となる取り組みが行われている[53]。具体的な例としては、NPO 法人抱樸の「保証人バンク」が挙げられる。この取り組みは、同 NPO 法人が主体となって、利用者に対しては連絡相談や生活支援から看取りまで行うことで安心を担保し、大家・不動産会社に対しては滞納家賃の支払いや相談先の確保、利用者の逝去時等の遺留品の処分を行うことで大家・不動産会社の安心をも担保できるというものである[54]。

また、同様の課題につき、長崎県定着支援センターから伺ったお話によると、「以前は一件一件不動産に直接訪問し協力を仰いでいたが、最近は居住支援法人や困窮者支援事業等との連携が少しずつ図れるようになり、受け皿の拡大が図れてきた」とのことであった。

長崎県定着支援センターから伺った内容と関連するものとして、2017(平成 29)年 10 月から始まった新たな住宅セーフティネット制度というものがある。この制度では、住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯)の入居を拒まない住宅として、都道府県等に賃貸住宅を登録し、これを受けた都道府県等は住宅確保要配慮者に対して住宅情報の提供を行う。また、都道府県等が指定する住宅確保要配慮者居

---

52 田畑賢太「刑事施設における特別調整等の福祉的支援の現状について」刑政 127 巻 11 号(2016 年)15 頁。

53 長谷川真司・高石　豪・岡村英雄・中野いく子・草平武志「多職種・多機関連携による触法高齢者・障害者の地域生活支援の現状と課題」山口県立大学学術情報第 9 号(2016 年) 131 頁。

54 国土交通省「NPO 法人抱樸の居住支援」(https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000169129.pdf) (2021 年 10 月 17 日閲覧)。

住支援法人は、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を行い、登録住宅は家賃や家賃債務保証料を安くする代わりに都道府県等から家賃低廉化補助や改修費の補助を受けるというものである[55]。

他方で、千葉県定着支援センターから伺ったお話によると、「独自に啓発活動に力を入れ社会の中に理解者を増やし、新たにグループホームを設置していただいたり、施設に空きができれば声をかけて頂いたり、地域訪問の中で不動産屋や大家などの理解を取り付けてきたことや、地域に密接した中核地域生活支援センターの存在もあり、現在は受け入れ先には困っていない」とのことであった。

中核地域生活支援センター(以下、本稿では「中核支援センター」とする)は、定着支援センターの創設よりも前の 2004(平成 16)年の 10 月に千葉県が独自に開設したもので、子ども、障害者、高齢者など誰でも相談できる相談支援事業として、公募・選考された民間の法人に県から委託される形で運営されている。現在、千葉県内の 13 の健康福祉圏域に 1 か所ずつ配置されていて、具体的な事業としては、①制度の狭間や複合的な課題、新たな課題による生活不安を抱えている方を対象とした包括的相談支援事業、②福祉・医療・司法・教育等の各分野の支援者や支援機関等を調整するとともにネットワークの強化を図る地域総合コーディネート事業、③市町村や各相談支援機関が相談事例に対応するにあたって、専門的・多面的な視点からの助言等支援を行う市町村等バックアップ事業、④本人や家族が認識していない権利侵害等も含め積極的な把握と対応に務める権利擁護事業、の 4 つが行われている[56]。

このように、様々な機関が一丸となって課題に取り組み、地域の中に地道に連携基盤を整えていくこと、そして新たな制度が導入及び拡張されることで支援の輪が広がることが分かった。

(3)出所後の支援(フォローアップ業務)

対象者が出所し社会の中で暮らし始めてからは、定着支援センターは対象者の帰住先となった福祉施設等の職員や対象者本人に対して必要な助言や支援を行うが、この段階では特に居宅者支援における課題が指摘されてきた。

(ⅲ)居宅者支援における課題

福祉施設に入所した対象者と違って施設の職員やほかの入所者とのかかわりを持つことがない居宅者は様々な問題を抱えている。まず、長期の受刑で刑務所生活に慣れてしまっている場合には、急に自由になったため、余暇の使い方が分からないことが多い。

---

55 セーフティネット住宅情報提供システム「新たな住宅セーフティネット制度について」(https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/system.php)(2021 年 10 月 17 日閲覧)。
56 千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会 HP「中核地域生活支援センター活動白書 2019」(2019 年)(https://tyukakucenter.net/wp-content/uploads/2020/11/%E4%B8%AD%E6%A0%B8%E7%99%BD%E6%9B%B82019.pdf)。

また、福祉施設入所者の場合は施設職員が支援してくれる金銭管理や健康管理を本人のみで行わなければならない。しかし、刑務所生活が長い高齢対象者の場合には、生活保護による経済的支援のうちどの程度を家賃や生活費として貯金するか等一人で考えるのは困難である。

この点について、各定着支援センターの回答から、まだ働くことが可能な場合には、ハローワークやシルバー人材センター、通所授産施設等につなげて対象者の日中活動の場を確保する他、対象者からの相談があれば地域のサークル活動やコミュニティ活動に一緒に参加する等の支援を行っていることが分かった。また、金銭管理について、神奈川県地域生活定着支援センターは、社会福祉士会の成年後見活動へつなげているとのことであった。

(4)その他の業務を円滑かつ効果的に実施するための業務

司法分野、行政分野、福祉分野との密接な連携体制の構築が重要になる中、日ごろから定着支援センターとつながりが強い福祉や司法関係の団体とは連携が取れている一方で、町内会や自治会、老人クラブ等といった地域の団体とのつながりが弱い状況が課題として指摘されており[57]、支援対象者に地域の団体の活動に参加するよう促すとともに、地域の人々の罪を犯した高齢者・障害者への理解を深めるための取り組みを活発化させる必要がある。

この点について、各定着支援センターに、地域の人々の理解を深めるためにどのような取り組みを行っているのか等質問した。以下では、各定着支援センターからの回答を紹介する。

神奈川県定着支援センターの回答によれば、「少年、精神障害、高齢、依存等分野ごとの研修を行い、定着支援センターの仕事についても地域で広報している他、地域の基幹相談支援機関や、行政などからも講演会の要請があるので、そのような機会も広報に生かしている」とのことであった。

長崎県定着支援センターの回答によれば、「大学の福祉系の学部や法学部の学生との勉強会を行っている。まだ特定の職業に就いていない学生のうちから顔を合わせて同じ課題について考えることで、将来それぞれの目指す職業に就いてからも顔見知りなので連携がスムーズにできるのではないかと考え、学生への啓発や交流の機会を大切にしている」とのことであった。

千葉県定着支援センターの回答によれば、「フェイスブックを使うことで、この分野に興味のある方々に情報を伝えることができている。実際にフェイスブック経由で支援対象者の受入れ先を確保できたケースもあったほか、定着支援センターのために衣料や食料を提供してくれる方などもいる」とのことであった。

以上の通り、各定着支援センターは、それぞれの方法で地域の理解の増進を図っている

---

[57] 長谷川・高石・岡村・中野・草平・前掲注(53) 128 頁。

ことが分かった。

## 第３節　入口支援の取り組み

### 1、入口支援の概要

(1)入口支援とは

矯正施設(刑務所や少年院など)に入所する前の段階で、高齢又は障害のある被疑者等の福祉的支援を必要とする者に対して、検察庁、保護観察所、弁護士(会)等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しする取り組みのことをいう。

(2)入口支援の意義

入口支援は、高齢者の社会復帰においてどのような意義を有するのか。

罪に問われた高齢者の多くが、比較的軽微な罪で、刑務所への入所を繰り返していることを第 1 章で述べたが、初期の段階では微罪処分や起訴猶予、罰金刑、執行猶予等により刑務所に入らず社会に復帰することになる。しかし、犯罪を行うに至った背景にある課題が解決されずに釈放されては、根本的な問題解決がなされていないため、いずれまた同様の要因から犯罪に至ってしまう可能性があり、累犯化してからでは背景要因への対処が困難になる場合もある。また、一旦実刑判決を受けて刑務所に入所すると社会から断絶されることになり、円滑な復帰に困難が伴う。そこで、起訴猶予や執行猶予等となるような比較的早期の段階で、犯罪の背景要因や課題を把握し適切な支援につなげることで、社会からの断絶を回避しながら円滑な社会復帰を図ることが期待できる。

### 2、現状の取り組み

被疑者・被告人段階にある高齢者の支援を担う機関は複数存在するが、それぞれの視点や取り組みの内容は異なっている。以下では、東京地方検察庁、千葉地方検察庁、名古屋地方検察庁、千葉県弁護士会、愛知県弁護士会、千葉県地域生活定着支援センター、神奈川県地域生活定着支援センターに聞き取り調査を行った結果を踏まえ、現在行われている入口支援の取り組みを、検察庁、弁護士(会)、地域生活定着支援センター(以下「定着支援センター」ともいう)、地方公共団体の 4 つに分けて紹介する。

(1)検察庁における取り組み

(ⅰ)検察庁における取り組みの概要

検察の理念[58]において、「検察は、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現するため、

[58] 検察庁 HP「検察の理念【日本語版】」(https://www.kensatsu.go.jp/content/000128767.pdf)(2021 年 11 月 19 日閲覧)。

重大な役割を担っている」と掲げられている。これが検察の基本的な役割であるといえるが、検察の理念においては「警察その他の捜査機関のほか、矯正、保護その他の関係機関とも連携し、犯罪の防止や罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与する」ことも理念の一つとして挙げられている。また、 2016(平成 28)年の再犯防止推進法制定に続き、2017 (平成 29)年に閣議決定された再犯防止推進計画[59]においても、法務省は、検察庁における社会復帰支援の実施体制の充実を図り、入口支援が必要な者に対する適切な支援が行われる体制を確保することとされている。検察が入口支援に取り組む背景には、罪を犯した者を福祉的支援につなげ、社会を構成する一員となるよう支援することが、その者の再犯防止という刑事政策の目的に寄与し、国民の安全・安心な暮らしにつながるということがあると考えられる。

警察から直接家庭裁判所に送致される少年を除くと、全ての被疑者・被告人(微罪処分も含む)は検察に送られることになるため、被疑者・被告人段階にある者に対して最もアクセスしやすいのは検察庁であるといえる。また、入口支援の主な対象者は起訴猶予者であるところ、我が国において公訴提起の権限は検察官にのみ与えられており、刑事訴訟法第 248 条において、検察官は諸般の事情を考慮した上で公訴を提起しない(起訴猶予にする)ことができると定められている。このように法定された検察権限の範囲内において刑事政策的目的に寄与することができることからも、検察による入口支援の意義が認められると考えられる。

こうしたことから、現在全ての地方検察庁において、再犯防止に取り組む検察官あるいは検察事務官が配置されるなど、入口支援の積極的な運用が行われている[60]。比較的規模の大きな庁では「社会復帰支援室」や「刑事政策推進室」などの名称で専門の部署(以下、「支援室」ともいう)を置き、事件担当検察官からの相談を受けて被疑者・被告人の支援に取り組んでいる。また、社会福祉士を社会福祉アドバイザーとして採用し、個人の抱える福祉的課題を把握した上で適切な機関に橋渡しする取り組みも行われている。今回聞き取り調査を行った東京、千葉、名古屋の各地検ではこのような形態をとっている。非常勤職員として雇用する形態のほか、外部の社会福祉士を登録し電話で相談を行うなどの形をとっている庁もある。

検察庁における支援の流れを示すと次のようになる[61]。まず、事件担当の検察官が捜査を行う中で、被疑者が何らかの福祉的課題を持っていると疑った場合、担当検察官は本人の同意を得た上で支援室に相談を持ち込む[62]。相談を受けた支援室では、それまでの捜査で作成された事件記録を読み込み、対象者が抱えている課題やそれに応じた適切な支援策を検討する。何らかの福祉的課題を抱えていることが疑われた場合には社

---

[59] 法務省 HP「再犯防止推進計画」(https://www.moj.go.jp/content/001322221.pdf)(2021 年 11 月 19 日閲覧)。
[60] 和田雅樹「検察における再犯防止・社会復帰支援のための取組」法律時報 89 巻 4 号(2017 年)21 頁。
[61] 東京地方検察庁社会復帰支援室「東京地方検察庁社会復帰支援室の取組について」罪と罰 57 巻 4 号(2020 年)81-82 頁の記載に、聞き取り調査の結果を加えて記載したものである。
[62] その際にチェック方式の相談票を利用している地検もあるとのことだった。

会福祉アドバイザーによる面談も行い、記録検討や面談の結果から、事件担当検察官に対する助言を行う。釈放が決まると、その後の支援の流れや釈放日当日の流れについても事前に調整・確認を行う。釈放日当日には、対象者を確実に福祉サービス受給につなげるため、警察官が福祉事務所まで連れて行ったり、支援室職員が窓口まで付き添ったりするなどの形で同行支援を行い、福祉への橋渡しをする。

このように、検察庁における入口支援は、通常の刑事手続の進行と並行して行われるものであるが、そこには課題も存在する。

まず、支援を行う上での時間的制約が厳しいことが挙げられる。勾留が認められると、検察は勾留請求の日から 10 日間の間に捜査を行い、被疑者を起訴するかどうか決定し、起訴しない場合には釈放しなければならない。その間に対象者が抱える福祉的課題を把握し、適切な支援策を見立て、福祉機関等との会議を行い、場合によっては簡易鑑定も行わなければならない。裁判官がやむを得ない事由があると認める場合にはさらに最大 10 日間の延長が認められるが、釈放間近になってから相談が持ち込まれるケースもあり、福祉につなげるための時間的制約はかなり厳しいものとなっている。各地方検察庁への聞き取り調査では、事件が担当検察官に配てんされる際に上司から福祉的支援についても考慮するよう助言がされたり、弁解録取の時点で担当検察官が社会復帰支援を行うことを見越して対象者から同意を得たりして、時間的制約を緩和する工夫がなされる場合があるとのことが聞かれた。このような工夫のほか、後述する名古屋地検の伴走型入口支援も時間的制約の緩和に寄与していると考えられる。

また、検察権限行使の面からも限界がある。勾留はあくまでも起訴・不起訴を決定する上での捜査のために認められているのであって、早い段階で不起訴が見込まれている場合に、福祉のつなぎ先を確保するためだけに被疑者の勾留を続けることは許されない。また、公判請求がされた場合には、時間的制約は緩和されるが、公判において被告人の有罪を立証するという一方当事者としての性格が強まることから、被告人の支援のために積極的に働きかけることは難しくなる。また、福祉が本人の同意を前提とした申請主義であることからしても、福祉サービスを受けることに同意することが起訴猶予のための交換条件となってはならない。聞き取り調査によると、社会福祉アドバイザーによる面談を通して、対象者に自己の抱える福祉的課題への気づきを与えたり、対象者がどのような福祉サービスを受けられるのか弁護人を通して情報を提供し、弁護人から促すこともあるとのことであった。

(ⅱ)東京地方検察庁における取り組み

東京地検では 2013(平成 25)年 1 月に準備室を設置し、同年 4 月より社会復帰支援室を設置して被疑者・被告人に対する支援を開始した。2020(令和 2)年 9 月までの累計相談件数は 4,400 件を超えており、ここ数年の年間相談件数は 600 件から 700 件に上る。

高齢の対象者が抱える問題としては、認知症が一番の問題として挙げられた。独居で

身寄りのない対象者も多いとのことであった。

東京地検の社会復帰支援室の特色としては、室長検事が社会復帰支援業務に専任・常任であたっていることが挙げられる。支援室長に検事を配置している庁は他にもあるが、専任で担当している庁は他にはあまりないのではないかとのことであった。前述したように年間 600 件から 700 件の相談が持ち込まれているが、1 日あたりでは多い日で 5 件を超えることもあるといい、検察官が常任することは大きなメリットであるとのことであった。日々多くの相談が持ち込まれる状況で一つひとつ支援を確実に行う上で、刑事手続を熟知した検察官が常任で配置されていることで、担当検事の意図を汲みより円滑に支援業務を行うことができると考えられる。

また、社会福祉アドバイザーが手厚く配置されていることも特色と言えるだろう。社会福祉アドバイザーは複数名配置されており、全員が社会福祉士及び精神保健福祉士の資格を有している。中には公認心理師の資格をもつ者もいるとのことであった。立川支部にも分室を設けており、月曜日を除いてアドバイザーが常駐している。月曜日に相談を受ける場合は、本庁のアドバイザーがオンラインや電話を利用するなどして工夫して対応しているとのことであった。

(ⅲ)千葉地方検察庁における取り組み

千葉地検では 2015 (平成 27)年度に再犯防止推進室が設置され、以降 6 年余りの間、被疑者・被告人に対し支援を行なってきており、累計相談件数は 500 件を超える。2021 (令和 3)年度からは刑事政策総合支援室と改称したほか、室長として検事を配置し、より積極的に刑事政策的課題に取り組んでいくこととしている。

これまでに支援した者のうち高齢者の占める割合は比較的大きく、抱える課題としては、ホームレス等の生活困窮、認知症の問題が大きいとのことだった。

千葉地検における入口支援の特色として、本稿第 4 章第 2 節 2、(2)(ⅱ)にて前述した中核支援センターの存在が挙げられる。

前述の通り、検察が入口支援を行う際、釈放日までに確実に福祉のつなぎ先を確保するにあたっては時間的制約が大きい。千葉地検でもその点は大きな課題であることが聞き取り調査からうかがえた。そのような条件下で確実に福祉に橋渡しをする際には、社会福祉アドバイザーが有している地域のネットワークが大いに活かされているとのことであったが、なかでも、この中核支援センターの存在も大きいとのお話であった。千葉県中核地域生活定着支援センター連絡協議会発行の「中核地域生活支援センター活動白書 2018[63]」においては、千葉地検再犯防止推進室(当時)から相談があったケースにつき、生活保護ケースワーカーやケアマネージャー、デイサービス、訪問介護、病院との連携により生活の基盤を整え、地域での穏やかな暮らしを実現させた事例が紹介

[63] 千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会 HP「中核地域生活支援センター活動白書 2018」(https://tyukakucenter.net/wp-content/uploads/2020/05/chuukaku-center-whitepaper2018.pdf)(2021 年 11 月 19 日閲覧)。

されている。中核支援センターは健康福祉圏域ごとに設置されているため、地域と密接な関わりを持つことができ、対象者に対するより細やかな支援が可能であるといえる。検察が対象者を確実に福祉的支援につなげ、円滑な社会復帰につなげる上で、中核支援センターは大きな役割を果たしていると考えられる。

(ⅳ)名古屋地方検察庁における取り組み

名古屋地検では、 2017(平成 29)年に刑事政策推進室が設置され、2018(平成 30)年度から 2020(令和 2)年度までの 3 年間に 700 件ほどの被疑者・被告人に対する支援を行なっている。そのうち高齢者は 20%ほどを占める。高齢の対象者が抱える問題の一つとして、一人暮らしであり頼る者がいないということが挙げられた。

名古屋地検の取り組みの特色として、名古屋市による「伴走型入口支援」の存在が挙げられる。この取り組みは、名古屋市再犯防止推進モデル事業として 2019(平成 31)年 1 月に開始され、モデル事業が終了した 2020(令和 2)年度以降も事業実施機関であった NPO 法人により同様の取り組みが継続されている。万引き等の比較的軽微な犯罪をして起訴猶予処分となった者のうち、福祉的な支援を必要とする高齢者・障害者・若者を関係する窓口につなげ、その後の状況の確認や必要な支援等を 6 か月間「寄り添いながら支援」を行う取り組みである。2020(令和 2)年 6 月までに、名古屋地検・名古屋保護観察所から 82 件の依頼がなされているとのことである[64]。

伴走型入口支援の特色は、「コーディネート機関」の存在にある。従来の入口支援においては、刑事司法機関、福祉機関等の地域の社会資源のそれぞれにつき、以下のような課題が指摘されていた。刑事司法機関については、調整に使える時間の制約や福祉の専門家ではないこと、同行支援や更生緊急保護は可能だが長期支援が不可能なこと、地域の社会資源については、刑事司法の知識や犯罪をした人への支援に関する知識が少ないこと、その期間の提供するサービスの範囲内での支援となること等である。そこで、名古屋市から委託を受けた「NPO 法人くらし応援ネットワーク」が運営するコーディネート機関が、検察庁と地域の社会資源との間に介在し、本人を中心として必要な支援を実施するほか、伴走型の継続的なフォローアップ、地域の社会資源を活用できるように働きかけを行っている。

聞き取り調査によれば、名古屋地検における取り組みの充実には、この伴走型入口支援の開始が大きいとのことであった。コーディネート機関を運営する NPO 法人がかなり規模の大きな法人であり、幅広い事業を行っていることが、その理由であるという。それまでは窓口への同行支援が主な支援内容であったが、これにより、つなぎ先や支援内容の幅が広がったとのことである。また、この伴走型入口支援の対象となった場合、つなぎ先を探すに際しての時間的制約もかなり緩和されるとのことであった。従来の枠組みでは、受け入れ先の施設等を検察が調整することもあり、前述のように、その場

64 名古屋市「名古屋市における地域再犯防止推進モデル事業について」罪と罰 57 巻 3 号(2020 年) 23 頁。

合の時間的制約はかなり厳しい。一方、伴走型入口支援では、市のコーディネート機関がつなぎ先の確保(コーディネート)を行い、釈放後の適切な支援の組み立ても行うため、検察の負担は軽減される。このような取り組みは、検察が権限の範囲内で福祉に橋渡しし、専門的知識やノウハウを有する機関が実際の支援策につなげることができ、従来の取り組みの課題を克服する端緒となるものと考えられる。

(ｖ)まとめ・考察

検察庁において入口支援を行うメリットとしては、支援を要するような者を発見し、アプローチすることが比較的容易であること、捜査を通して対象者に関する情報をより多く入手でき支援に役立てられることの 2 点が挙げられるだろう。一方で、対象者を訴追する立場にある検察の権限との問題で、福祉につなげることへの同意をどのように引き出すかということや、時間的制約が厳しい中で福祉サービスに確実につなげるということに課題があり、日々試行錯誤しながら支援が行われているという実情がある。前者については、被疑者・被告人を擁護する立場にある弁護人による支援が進められることにより、後者については、名古屋地検での取り組みのように、地域に充実したネットワークを持つコーディネート機関が釈放後の福祉サービスへの橋渡しを担うような仕組みが広がることにより、その問題はかなり解消されるのではないだろうか。

これまで見てきたように、検察による起訴猶予・執行猶予等が見込まれる者への支援は進みつつある。それに加えて、警察段階で支援につなげる制度があると良いのではないか。高齢者の検挙罪名としては窃盗が最多であり、そのうち万引きが大半を占めるが、身体を拘束されずに在宅のまま処分を待つことが多く、検察に送致されるような段階ではすでに複数回犯行に至ってしまっているようなケースもあると聞いた。起訴猶予や執行猶予となる段階まで至らないうちに、すなわち警察段階で微罪処分になり事件が終わるような場合にも、何らかの支援につなげられれば、さらに犯罪が常習化する前に対処することが可能になるのではないだろうか。

(2)弁護士(会)による取り組み

(ｉ)弁護活動としての取り組み

弁護人が、被疑者・被告人が何かしらの福祉的課題を抱えているのではないかと考えた場合、弁護活動の一環として、更生のための環境を整える取り組みが行われることがある。

例えば、接見での印象や対象者の様子等から福祉的支援の必要性を感じ、定着支援センター等に相談して支援を組み立てることがある。その際には、釈放後の住居や生活等についての本人の意向を踏まえつつ、福祉専門職と協働しながら事案に応じて望ましいと思われる支援を組み立てる。

また、公判請求がされた場合には、更生支援計画を作成し裁判所に提出することがあ

る。公判請求がされていない被疑者段階では、弁護人は供述調書などの記録を閲覧することができないため、支援につながるような情報を得るには限界がある。一方、公判段階まで進んだ場合には、検察官の手持ちの記録を閲覧することが可能になる。それを元に更生支援計画を作成し、再犯防止のための環境が整っている事実を踏まえて最終的な判決を得られるように働きかけることができる。

検察庁において、福祉的支援を要する者と判断され支援が行われている場合にも、弁護人が検察庁と協働して支援を行うことがある。東京地検では、対象者が福祉的支援を受けることと社会福祉アドバイザーの面談を受けることのいずれも拒否している場合に、弁護人に対して対象者が受けられる福祉サービスについての情報提供を行い、弁護人から福祉的支援を受けることについて提案してもらうことがあるとのことだった。

また、釈放日に福祉機関の窓口まで同行してもらうケースも多いという。支援対象者の中には、釈放後福祉窓口に赴くまでの電車賃すら持っていない者も多く、また窓口までたどり着けてもその後の手続きを自力で行うことができない場合もある。そのような事情から、検察庁から行政の窓口や福祉事務所まで同行する「同行支援」が行われている。支援室の事務官が同行する場合もあるが、最近では弁護人に同行してもらうケースが増えているとのことだった。対象者が自分でどのようなサービスを受けたいのかなどをうまく言葉にできないため、代わって同行者が窓口で事情を説明することがあるが、検察事務官が同行する場合、それぞれの機関の立場を離れて話をすることができないため、状況に応じた柔軟な対応をすることが難しい。一方、弁護人は行政機関の構成員ではなく独立した存在であるため、弁護人が同行する場合には窓口の担当者との間でより柔軟な対応をすることができるとのことだった。弁護人が刑事手続において被疑者・被告人の権利を擁護する立場にあることや、検察が多数の対象者に同行支援を行う人的余裕はないことからしても、同行支援の担い手は弁護人が請け負うことが望ましいと考えられる。

(ⅱ)弁護士会としての取り組み

近年、弁護士会として弁護士と福祉専門職との協働を支える取り組みが進められてきている。

千葉県弁護士会では、2015(平成27)年10月には社会復帰支援活動援助制度が創設された。これは、登録事業者が被疑者・被告人となった者を自立準備ホームやシェルターで引き受ける際、福祉専門職による面接や付き添いに弁護士会が費用を支払うもので、面接・付き添い1回につき5,000円が2回まで、また交通費が実費で支給される。後述の定着支援センターによる面接の際はこの制度が活用されている。

愛知県弁護士会で行われている取り組みである「よりそい弁護士」制度については項を改めて紹介する。

(ⅲ)「よりそい弁護士」制度

通常、処分が下され、または判決・審判が確定した段階、すなわち刑事手続の終了とともに弁護人・付添人(少年の場合)の活動も終了する。刑事手続終了後もその延長として事実上活動が継続される場合もあるが、事件としては終了しているため国選弁護活動には含まれないことになり、そのような活動に対しては報酬も支払われていなかった。

このような状況を受けて、刑事弁護活動(・付添人活動)終了後にも罪に問われた人に対して社会復帰・再犯防止を支援する弁護士の活動について、一定の財政的補助を行う取り組みが始まっている。この「よりそい弁護士」制度は兵庫県弁護士会において最初に開始されたのに続き、愛知県では、2019(平成31・令和元)年度から、愛知県の地域再犯防止推進モデル事業(愛知県弁護士会が業務委託を受けた)、愛知県弁護士会の独自事業の2本立てで試験的に施行されたのち、2020(令和2)年度は愛知県弁護士会の独自事業、2021(令和 3)年度は愛知県事業(愛知県弁護士会が業務受託)、愛知県弁護士会事業の2本立てで継続されている。上記2県の弁護士会に加え、2021(令和3)年11月より札幌弁護士会でも開始された[65]。本稿では聞き取り調査をもとに、愛知県弁護士会において行われている「よりそい弁護士」制度[66]の概要及び現状を紹介する。なお、同制度は入口支援だけでなく、刑事施設等に収容されている・されていた者に対する「中間・出口支援」や、少年に対する支援も行っているが、本稿では言及しないこととする。

入口支援における「よりそい弁護士」制度の概要は次の通りである。不起訴処分(嫌疑不十分、起訴猶予)、執行猶予や無罪判決によって、弁護人としての活動は終わるが、その後、引き続いて、生活保護窓口や福祉施設に同行支援することがある。これを「よりそい弁護士活動」として位置づける。従来は弁護士が任意に、ボランティアとして行なっていたこのような活動に対して、一定の費用補助を行うものである。

対象者は、被疑者・被告人であった者であり、支援には、その弁護人であった者があたる。なお、検察による入口支援では、起訴猶予や執行猶予となる者が主な対象者として想定されていると考えられるが、本制度では、嫌疑不十分による不起訴、無罪判決となっても社会復帰支援が必要な場合も想定されることから、対象者を「罪に問われた人」としており、目的も「再犯防止」ではなく「社会復帰支援」としている。活動内容としては、「罪に問われた者の社会復帰・再犯防止に資する活動」であれば問わないとしている。入口支援では、前述のような、不起訴処分、執行猶予判決後の同行支援が中心となる。

これまでの申し込み件数は2019 (平成31・令和元)年度で50件、2020(令和2)年度

[65] 時事ドットコムニュース(2021年11月8日)「元受刑者の社会復帰支援　就労、住居…寄り添い見守る－弁護士会が費用負担」(https://www.jiji.com/jc/article?k=2021110800138&g=soc) (2021年11月23日閲覧)。
[66] 愛知県弁護士会HP「よりそい弁護士制度が始まっています。」(https://www.aiben.jp/about/katsudou/yorisoi/news/2021/10/post.html) (2021年11月23日閲覧)。

で 58 件、2021(令和 3)年度(9 月末まで)で 39 件となっている[67]。

聞き取り調査にご協力いただいた愛知県弁護士会の会員から述べられた課題として、一つに連携先の開拓がある。制度開始当初どのような機関・団体等と連携すれば良いのかわからなかったこともあり、事案ごとに個々の弁護士が手探りしながら連携先を見つけているのが実情であるという。包括的な相談先としては愛知県の定着支援センターが多いが、その後の支援は、事例や対象者が抱える課題によって様々であり、個別に連絡をとりながら分担しているとのことであった。支援機関との連携が徐々にでき、機関との間での調整ができるように整備していくのが今後の一つの課題であるとのことであった。

また、支援業務の終了時期も難しい問題として挙げられていた。社会復帰して生活を立て直していたがまた再犯に至ってしまったという事例もあり、そのような場合には支援期間が際限なく続くことも考えられる。制度としては、予定していた支援活動が完了した段階で終了報告をし、支援を終了することとしているが、実際にはその後定期的に連絡をとる約束をすることもあるという。そのような場合には、支援対象者 1 人あたり 15 万円を上限とし、予算枠への到達をもって当年度の支援を終了することにしているとのことであった。

(ⅳ)まとめ・考察

弁護人が被疑者・被告人に対する支援を行うことには、どのような意義があるのだろうか。検察の場合と比較して考える。まず、行える支援の範囲の広さが挙げられる。検察が支援を行う場合、前述したように時間的制約や権限面での制約から、対象者にとって必要な支援を把握した上で、手厚く支援を行っていくことには限界がある。その点、弁護人は被疑者・被告人を擁護する立場にあり、そのような制約に縛られることはなく、刑事手続終了後も一定期間支援を継続することが可能である。被疑者・被告人の権利擁護を目的としている点からも、福祉関係者との協働を図りやすいと考えられる。その結果、時間・内容の両面において、対象者に対する支援の範囲は検察が行う場合と比べて広いものとなり、充実した支援を行うことができると考えられる。また、公的機関である検察官と異なり、弁護人は民間の法律専門職であり、独立の立場であるから、他の機関との調整においても柔軟に対応することが可能である。

一方で、弁護人による入口支援には、以下のような課題もある。まず、釈放後の同行支援等は国選弁護の範囲外であることから、釈放後の支援をどの程度行うかは弁護人により差が生じることが挙げられる。愛知県弁護士会で行われている「よりそい弁護士」制度は、この点で釈放後も継続して支援に携わるインセンティブを与えられると考えられる。また、国選弁護報酬の算定にあたっては接見回数が基準とされる[68]が、釈放当

[67] 各件数とも出口支援を含む。
[68] 被疑者国選弁護の場合である。被告人国選弁護の場合は公判期日の時間・回数が基準とされる。(日本司法支援センター(法テラス)HP「国選弁護報酬及び費用についての基本的な説明」

日の同行支援等、弁護人による支援の回数・内容も加算される措置があると良いのではないか。

また、弁護人と協働する福祉専門職に対する報酬支払いにも課題がある。検察庁の社会福祉アドバイザーとして勤務する社会福祉士等は、検察庁の職員であるから、その職務の対価が支払われている。一方、更生支援計画の策定や面接・窓口への同行などを民間の福祉専門職が行った場合では、その費用は国選弁護費用として算定されない。そこで、各弁護士会で福祉専門職に対する支払いを援助する制度ができつつあるが、労力に対して見合う金額が支払われているとは言い難い。そこで、弁護人と協働して支援を行った場合の報酬も国選弁護費用の中に位置付け、その回数や内容に応じて、国選弁護費用を加算する措置を設けると良いのではないだろうか。

(3)地域生活定着支援センターによる取り組み

(ⅰ)相談支援業務としての入口支援

当初、地域生活定着支援センターは、矯正施設出所者を対象とした出口支援を行う機関として整備されたため、被疑者・被告人段階にある者は、その支援の対象者とはされていなかった。2012(平成 24 年)に「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」が改正され、定着支援センターの支援対象者に「その他センターが福祉的な支援を必要とすると認める者」が加えられたことにより、これに該当する被疑者・被告人もその対象に含まれるようになったが、本来出口支援を主として行うという設立の趣旨や予算・人員の都合から、被疑者・被告人段階にある者に対する支援は、各都道府県やその委託を受けるセンターの判断で行われてきた。そのような状況の中、千葉県地域生活定着支援センターでは、 2010(平成 22)年の開所当初から被疑者・被告人段階にある人の社会復帰支援に取り組んでいる。以下、聞き取り調査の結果をもとに、千葉県定着支援センターのこれまでの取り組みを紹介する。

2010(平成 22)年 10 月から 2021(令和 3)年 9 月までの 11 年間で、211 件の支援に取り組んだ。そのうち高齢者は 44 件であり、障害者 147 件、高齢でも障害者でもない者が 20 件と、高齢者の割合は 2 割程度である。これまで支援した高齢者には、元々障害を有しており、そのまま高齢になった者が多いように感じるとのことだった。相談内容として高齢に関わることが挙げられたのは 21 件であり、このことからも高齢以外の事由が課題となっていることがわかる。その他には、ホームレスや生活困窮も課題として挙げられた。

相談元は弁護士が多く、211 件のうち 3 分の 2 ほどの 143 件を占める。弁護士以外では、地域福祉・生活困窮者支援機関からが 26 件、障害児者福祉機関、市町村行政機関からがそれぞれ 11 件となっている。検察庁、保護観察所からの相談はそれぞれ 4 件であった。

---

https://www.houterasu.or.jp/housenmonka/kokusen/index.files/20191001-kihonntekinasetumei.pdf 5 頁。）

聞き取り調査において紹介された、認知症の疑いのあった80代男性の事例では、執行猶予判決を見越して支援を組み立てた。親族への連絡調整ののち、高齢者施設の手配、高齢福祉課、地域包括支援センター、生活保護課への相談を行い、診断書を作成してくれる医師も探した。釈放日には、保護観察所での更生緊急保護の申請、役所での生活保護申請、介護認定申請に同行した。当日は自立準備ホームに一泊してもらい、翌日から体験入居の形でグループホームに入居し、要介護認定を受けて本入居に至ったとのことだった。適切な機関への相談や連絡調整、窓口への同行支援を経て、認知症高齢者に見合った生活環境が整えられたという。

(ⅱ)高齢・障害被疑者等支援業務へ

前述のように、これまでも千葉県など一部の定着支援センターでは、弁護人や検察庁等からの相談を受けて被疑者・被告人に対する支援を行なってきた。しかし、あくまで相談支援業務の一部として行われており、正式な業務とは位置付けられていなかったため、予算・人員の裏付けがなく実施状況に地域差が生じていた。2017(平成29)年12月に閣議決定された再犯防止推進計画では、入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方について検討し、施策を実施することとされていた。

このような状況を受けて、2021(令和3)年度より、「高齢・障害被疑者等支援業務」が定着支援センターの正式業務とされるに至った。これは、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人で高齢又は障害により自立的な生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行うもので、更生緊急保護の枠組みで行われる。具体的な事業の内容としては、①検察庁、保護観察所、弁護士等からの依頼に基づく被疑者・被告人との面会や、福祉的ニーズ、釈放後の生活等の聞き取り、②市町村、福祉施設等への釈放後の福祉サービス等の利用調整、釈放時の福祉事務所、受入福祉施設等への同行、手続きの援助等、③起訴猶予、執行猶予等による地域生活移行後の受け入れ施設との調整、福祉サービスの相談支援など定着のための継続的な援助等の3つが掲げられている[69]。具体的な実施形態については、各都道府県の実情に合わせて決定できることになっているため、対象者の選定や相談経路等については都道府県によって異なる。

業務の開始にあたり、千葉県では、検察庁・保護観察所・弁護士会・定着支援センター・県の5者で協議を行い、2021(令和3)年10月より準備を開始することとなっている。それに先立って、定着支援センターと弁護士会の共催で連続研修を行い、千葉県における入口支援の現状や被疑者・被告人に対する支援の在り方、千葉県での事業スキームの在り方が検討された。本事業は更生緊急保護の枠組み内で行われるため、その対象となる者は限られる。その対象者には該当しない者についても、千葉県定着支援センタ

[69] 法務省HP・前掲注(49)

ーではこれまでと同様「相談支援業務」の枠組み内で支援を行なっていくこととしている。

神奈川県では、2021(令和 3)年 6 月に検察庁・保護観察所・定着支援センター・県の 4 者による合意がまとまった。神奈川県定着支援センターによると、9 月半ばの聞き取り調査時点では実施例がないとのことであるが、今後実施していくにあたっては、丁寧に仕組みを説明し、本人の意思を確認することを一番重視していきたいとのことであった。

(ⅲ)地域のネットワーク構築

定着支援センターの主な業務は「コーディネート業務」、「フォローアップ業務」、「相談支援業務」と 2021(令和 3)年度から加わった「高齢・障害被疑者等支援業務」であるが、それらの業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な業務も、業務の一つとして位置づけられている。

千葉県定着支援センターでは、 2012(平成 24)年 9 月より「司法福祉千葉モデル勉強会」を開催し、関係機関同士の理解を深め、つながりを強めている。参加者の所属先としては、定着支援センター、中核支援センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、福祉施設、弁護士会・法テラス、検察庁・保護観察所、行政機関などがある。行政機関からの参加者としては、自治体の高齢福祉課等のケースワーカーが挙げられる。内容としては、事例検討を 2 か月に 1 度行っているほか、各領域の情報交換や、当事者による講演会、事例集の発行も行っている。支援を受けて社会復帰した当事者の声を弁護士が直接聞く機会はほとんどないため、当事者による講演会は貴重だという。欠席者には必ずメーリングリストを活用して情報を共有しており、参加した一部の人にとっての問題ではなく、全員にとっての問題であると捉えてもらう上で効果を実感されているとのことだった。

このように、定期的に県内の関係者が、集いつながる場があったことにより、ダルクや基幹相談支援センターなど、新たな機関との連携も始まったという。地域のネットワークを構築し、広げていく上で、このような場が果たす役割は大きいと思われる。

(4)地方公共団体による取り組み

(ⅰ)概要・沿革

2016(平成 28)年度に制定された再犯防止推進法において、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること(4 条 2 項)、都道府県および市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(地方再犯防止推進計画)を定めるよう努めなければならないこと(8 条 1 項)が定められた。

これらを受けて、法務省では、国と地方公共団体が連携した、地域における効果的な

再犯防止対策の在り方について検討するため、2018(平成 30)年度から 2020(令和 2)年度にかけ、「地域再犯防止推進モデル事業」が実施された。モデル事業の例として、前述した名古屋市における伴走型入口支援や愛知県における寄り添い弁護士制度がある。モデル事業の実施結果等を受けて、全国の地方公共団体において、再犯防止推進計画の策定が進められている。

(ⅱ)地方公共団体が関わる意義

釈放後の社会復帰支援を行うにあたっては、生活保護や介護認定、年金等のサービスにつなげ、地域での生活を組み立てていくことが多い。そのような地域社会における各種サービスを提供し、窓口となっているのは、地方公共団体である。刑事司法関係者や定着支援センター、民間の福祉機関等が連携してそれらのサービス受給の支援を行なったとしても、地方公共団体の関わりなくして、対象者の地域生活の構築につなげることはできない。その点で、地方公共団体が支援体制に関わることは、再犯防止推進法の理念の実現に不可欠であるといえるだろう。

(ⅲ)地方公共団体による取り組み　兵庫県明石市の例

罪を犯した者の社会復帰支援に積極的に取り組んでいる地方公共団体として、兵庫県明石市の例を紹介したい。

明石市における更生支援の取り組みは、共生社会の実現に向けた施策の一環として行われているものである。明石市は、市民の誰もが安全に安心して暮らすことができる共生のまちづくり(やさしいまち・明石)を推進するため、障害者や高齢者に対する配慮の促進等をはじめとする取り組みを行なってきた。その対象が過去に犯罪等をした者であっても、釈放後は一人の市民である。そのため、更生支援も、共生のまちづくり推進のための市民に対する総合的な取り組みの一環として位置づけられている[70]。

明石市における更生支援の取り組みは、更生支援ネットワーク会議、更生支援コーディネート事業、更生支援フェアの 3 つが中心となっている[71]。更生支援ネットワーク会議は、刑事司法機関と基礎自治体、また支援に関わる関係団体等の連携構築のために立ち上げられた会議で、関係機関のみならず地域住民の代表者も参加しているという特徴がある。更生支援フェアは毎年 7 月に開催されているイベントであり、講演やシンポジウムを行うとともに矯正展も同時開催し、市民理解の促進をはかっている。

要支援者に対する支援を行うのが更生支援コーディネート事業であり、入口支援、出口支援の取り組みが行われている。犯罪をした者等のうち、高齢・障害・生活困窮等の「生きづらさ」を抱える市民への支援に関する相談が刑事司法関係機関等からなされると、市から委託を受けた社会福祉法人(明石市社会福祉協議会)の職員が本人との面談

[70] 青山純「明石市更生支援等条例について」刑政 130 巻 8 号(2019 年) 34 頁。
[71] 歳森薫夫「明石市における更生支援・再犯防止に取り組んで」刑政 130 巻 8 号(2019 年) 39 頁。

等を通して情報収集を行い、釈放後の安定した生活に向けて必要な支援を実施している。

このような取り組みを確かなものとするため、明石市では全国で初めて条例も制定された[72]。

(ⅳ)まとめ

地域社会における各種サービスの提供主体として、地方公共団体は罪に問われた者の社会復帰支援に大きく影響を与える。特に対象者が自力で就労し収入を得ることが困難な高齢者の場合、年金、介護など複数のサービスが生活を支える重要な手段となる。その点で、地方公共団体が関わることには意義がある。罪に問われた者の社会復帰支援を明石市のような基礎自治体が行うことによって、地域の支援機関との密接な関わりから支援の調整を迅速に行うことができ、また、刑事手続終了後もきめ細やかなフォローアップが可能となることが指摘されている[73]。

以上のように、検察庁、弁護士(会)、地域生活定着支援センター、地方公共団体の各機関がその権限や役割に応じて、他の機関と協働しながら入口支援が行われている。

## 第4節　考察

以下では、各機関への聞き取り調査結果を踏まえ、出口支援及び入口支援における多機関連携の在り方について考察していきたい。

### 1、出口支援における多機関連携

(1)対象者に向き合った支援体制

私たちは、各定着支援センターに対して「課題に対する取り組み」の他に「支援の中で特に注意、意識していること」についても質問を行った。これらの質問の回答から、各定着支援センターが支援対象者に向き合った様々な工夫をしていることが分かったのでその一部をここで紹介したうえで、考察する。

まず、面会時には、「本人が言いたくないことや犯罪については積極的には聞かない」(神奈川)や「はじめは難しい話や本人のしたくない話、犯罪に関する話は避け、雑談や楽しい感じの面会を行い、「また会いたい」、「また話したい」と思われるような信頼関係の構築に向け、ご本人へ私たちが良い感情記憶が残るような面談を心がけている」(長崎)な

---

72 明石市 HP「条例解説パンフレット【単ページ版】」(https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/ts_kousei/h30/kouseishien_ordinance/kouseishien_ordinance/documents/pamphlet_ordinance_standard_edition.pdf) (2021 年 11 月 17 日閲覧)。

73 歳森・前掲注(71) 42 頁。

どの回答をいただき、信頼関係構築と支援対象者に寄り添った面会を特に重視していると感じられた。また、何らかの障害や病気を抱える対象者との面会については、「聴覚障害のある対象者には骨伝導補聴器を貸与して面会を行う」(神奈川)や「認知症のある対象者への配慮として、家族など本人の親しかった者に協力してもらい、本人の社会復帰意欲を引き出してもらう場面もある。その方にとって誰がキーパーソンかを見極めることも大切だと考える」(長崎)など、本人の障害特性に応じた様々な工夫をしていることが分かった。

支援対象者についてより深く理解するための工夫としては、「対象者が面会室を出て刑務官と一緒に元の場所に戻るまでの間に本音が出ると思っているので、刑務官からどのような話をしたのかを聞くことがある」(神奈川)や「対象者の生活スキルのアセスメントのためには、本人の「できること」、「できないこと」をアセスメントし、本人が希望する生活が退所後にできるのか、実現するためには何が必要かなどを見極め、手続きを整える時間が必要なため、釈放後一時的に自立準備ホームや更生保護施設に入所を促すことが多い」(長崎)、「一度社会に出てからでなければ支援対象者本人にとって何ができて何ができないのか分からないことも多いので、自立準備ホームは重宝している」(千葉)、などの声もあり、様々な視点から本人の抱える課題に向き合っていることが感じられた。

以上の通り、いずれの定着支援センターとも、①本人と直接会うこと(定着職員と支援対象者間の関係)のみならず、②矯正施設内での対象者の様子(刑務官等と支援対象者間の関係)、③社会内の対象者の様子(福祉施設職員等と支援対象者間の関係)など、様々な視点から多角的に対象者の抱える問題と向き合う姿勢をとっていることが強く感じられた。対象者に対し多角的に向き合うことで見えてくる「対象者が犯罪に至った背景」に目を向け、そこにある「障害」を一つひとつ取り除く。このように、「対象者の課題の発見」と「その課題に対するアプローチ」という、いずれの過程にも定着支援センターの司法と福祉をつなぐ役割が重要であり、定着支援センターを中心とした多機関連携が不可欠なのではないかと考える。

(2)地域の連携基盤の構築

本章第 2 節 2、(2)(ⅱ)では、保証人がいないことからアパートに受け入れを拒否されてしまうという課題について、地道な連携基盤の構築や新たな制度の導入及び拡張により、受け皿の拡大を図ることができたケースがあることについて触れた。

千葉県定着支援センターから伺った話から、定着支援センターが支援の中で地道に地域の支援者を増やしていったことや、地域に密接した中核支援センターの存在があったことで、地域で綿密な連携基盤ができており、積極的に支援に乗り出してくれる協力者がいることや、対象者から特定の地域への帰住希望が寄せられた場合でも柔軟に対応できることが分かった。このことから、地域に密接した人と人のつながりが支援の充実に結び付いていると感じた。

以上のことから、司法と福祉の更なる連携を実現し、対象者の抱える問題に網羅的に対応するためには、支援及び多機関連携の重要性に対する地域の理解の増進をさらに進め、地域に密接し、人と人のつながりを重視した連携基盤の構築に向けて様々な機関が力を合わせて取り組むことが重要であると考える。

**2、入口支援における多機関連携**

本章第 3 節で見てきたように、多機関が協働して入口支援に取り組んでいる地域では、それぞれの機関・職種が、本来の役割や自己の職務・権限の範囲内で行えること、職務上得意とするところ等を持ち寄って、他の機関・職種が行えない範囲を互いに補いながら対象者への支援が行われているということがわかった。これまで一つひとつ支援を積み重ねてきたことで、協働した機関・担当者同士の関係が徐々に作られ、地域の中での関係者の「顔の見える関係」、有機的な関係が構築されてきた様子が聞き取り調査からもうかがえた。このような関係に基礎付けられた信頼関係が各機関・担当者の間で成り立っていることによって、円滑な支援の仕組みが支えられていると考えられる。

それでは、更に連携を進めていくためにはどのようなことが求められるのだろうか。聞き取り調査等を踏まえ、以下の 3 点が重要となるのではないかと考えた。

(1)司法関係者・福祉関係者・地方公共団体の間での共通の目標(認識)の設定

罪を犯した者に対する行政の施策では、「再犯防止推進法」や「再犯防止推進計画」など、「再犯防止」という語が多く見られる。検察における取り組みでも、「再犯防止策としての」社会復帰支援が進められてきた。一方で、「再犯防止」を第一義的な目標にすることについては、特に福祉関係者や弁護士の立場から反対意見が表明されている。このように、各関係機関の目標・認識は必ずしも一致しているものではない。しかし、両者の認識には重なる部分もある。

検察庁への聞き取り調査では、「『再犯防止』の責任は検察庁にあり、対象者の『困りごと』にアプローチする福祉機関は『再犯防止』を目的とはしていないということに検察は自覚的でなければならない」という言葉が聞かれた。「最終的に再犯防止を図るために、福祉機関等が持つ施設などの社会資源を利用させていただくという意識で日々取り組んでいる」との声もあった。地方公共団体や国としても、「再犯防止」を挙げながらも「誰一人取り残さない」ことを掲げており、対象者のために支援を行うという視点がうかがえる。再犯防止を掲げる機関と本人のより良い生活・人生のために働く人・機関が協働する場面において、現場レベルでは、「円滑な社会復帰が果たされ、地域生活を継続した先に再犯のない状況がある」という認識が共有されつつあるのではないか。

このような認識が現場で支援にあたる担当者の間だけでなく、それを統括する機関の間でも共有され、一つの共通認識が設定されることにより、その共通の目標に向けた関係機関の協働体制がより強化されるのではないだろうか。

(2)関係機関・担当者の間での信頼関係の構築

前述のように、司法と福祉が協働して支援実績を積み重ねてきたことに加え、司法関係者と福祉関係者との間で情報交換・意見交換をする場を設けてきた。そのことにより、互いの機関・職種の役割や考え方に対する理解が深められた結果、忌憚なく意見を交わし合える関係性が構築され、福祉機関同士でも役割を分担しながら対象者を受け入れ支援する土壌が作られてきた様子がうかがえた。このような関係・仕組みが一部の地域のみならず、全国的に広がり、関係者の間で浸透することにより、地域間の差も縮小されるのではないだろうか。特に今後は、各地方公共団体において再犯防止推進計画の策定が完了しつつあり、今年度から定着支援センターにおいて、高齢・障害被疑者等支援業務が開始されるなど、これまで入口支援に注力するのが難しかった地域にも取り組みが広がることが想定される。関係機関の連携による支援がこれまでも積極的に行われてきた地域だけでなく、これから支援の取り組みを進めていこうとする地域でも、関係機関・職種を相互に理解し、担い手間の信頼関係を構築していくことが求められるのではないだろうか。

(3)報酬・予算面の制度構築

このような関係者間での柔軟かつ有機的な人間関係が築かれつつある一方で、制度面では、より良い運用を支えるため制度の整備の余地があると思われる。特に、刑事司法のプロセス内で携わった福祉専門職に対する報酬の支払いは大きな課題の一つである。対象者にとって必要かつ適切な支援を実施するにあたって、福祉専門職による面接やアセスメントが果たす役割は大きいが、一方で、それには多大な時間と労力が必要である。罪に問われた者の再犯防止や社会復帰支援を様々な機関が連携して行うことが目指され、国や地方公共団体にその責務があることが、再犯防止推進法等で掲げられている今日、罪に問われた者の社会復帰を支える福祉専門職等に対しても、国費から一定の費用が支払われる仕組みが必要なのではないだろうか。

**3、まとめ　司法と福祉の更なる連携のために**

ここまで、出口支援及び入口支援のそれぞれについて、その司法と福祉との境を超えた多機関連携について考察してきた。いずれの場面でも、対象者の抱える課題を把握し、その課題に応じて適切な支援を行うにあたり、対象者と支援者、また支援者同士の人と人のつながりが重要な役割を果たしていると同時に、それらを支える制度の存在も持続的な支援を実施する上で不可欠であると考えられる。このような連携の基盤が構築されることで司法と福祉の連携がより円滑なものとなり、個々の対象者にとって適切な支援を行うことができるのではないだろうか。

# 総括

### 1、研究報告

第 1 章では、検挙人員に占める高齢者率、入所受刑者総数に占める高齢者率等のデータから、全体的に高齢者による犯罪の割合が増加しており、受刑者が「高齢化」していることが分かった。また、出所受刑者の 2 年以内再入率の推移や平成 26(2014)年に法務省が行った特別調査の結果から、何度も再犯をして刑務所に入所してしまう高齢出所者は、心身機能の低下や不安定な収入、周囲からの孤立という「生きづらさ」を抱えており、社会内で支援を受けられずに再入所してしまうという「負の連鎖」に陥ってしまっていることが分かった。そして、これらの生きづらさを抱えた罪を犯した高齢者が負の連鎖から抜け出し、円滑に社会復帰をしていくためには、近年広がっている国、民間団体、地方自治体の三者の多機関による連携した取り組みを行うことが必要であると考えた。そこで、矯正、更生保護、そして出口支援・入口支援という三つの視点から、罪を犯した高齢者に対する多機関連携の取り組みの在り方について研究を進めてきた。

第 2 章では、矯正において行われている、専門家や地方自治体の職員と連携した指導と、特別調整への動機付けを高めるために行われている社会復帰支援指導プログラムについて述べた。刑務所における作業、改善指導、教科指導など矯正処遇の概要について述べた後、高齢者向けの各種指導について書面調査を基に記した。書面調査からは、各刑務所は独自で、一定の基準を満たした高齢者に対し、心身機能の維持を目的としたプログラムや社会上必要となる知識を付与するプログラムなどのさまざまな取り組みを行っていることが分かった。また、各刑務所独自の取り組みに加え社会復帰支援指導プログラムも、外部講師を招聘して指導を行うなど、外部の機関と連携して実施されているものが多く、受講した高齢受刑者の中には、社会復帰への意欲が向上したなどの前向きな変化が見られる者もいるということが分かった。さらに、社会復帰支援指導プログラムについては、入所段階から社会で自立した生活をすることを見据えて福祉支援の受け方について指導することで、社会に出た後の他人への相談しにくさを軽減し、福祉につながりたくてもつながることができない高齢者を減少させることが出来るのではないかと考えた。

一方、その中で考えられる課題としては、高齢受刑者が抱える悩みや困難は個々で大きく異なり、個別の対応が必要となってくるため、刑務官など刑務所職員の負担が増えているということが挙げられた。また、このような外部と連携した指導は、高齢受刑者に社会内の生活のイメージを持ってもらうために効果的なものであるが、社会の中には受刑者に恐怖心を抱く者も多い。そのため、外部との連携した取り組みを今後も拡充していくためには、受

刑者の支援の必要性に対する一般社会の理解を促進していくことが必要であると考えた。そうすることで、より充実した施設内処遇を行うことができるだけでなく、罪を犯した高齢者の出所後の孤立を防ぐことにも繋がるのではないかと考えた。

第3章では、罪を犯した高齢者の社会復帰のための取り組みについて、保護観察所、更生保護施設、さらにそれらの機関と連携して支援を行っている民間団体への書面調査、聞き取り調査を基に記した。調査からは、保護観察所では、罪を犯した高齢者が抱える健康面、経済面、精神面での生きづらさを軽減させるために、適切な機関へつないだり、社会復帰への動機付けを高めたりと、それぞれに対応した取り組みをしていることが分かった。また、更生保護施設や民間団体の罪を犯した高齢者に対する支援については、コーディネート業務や同行支援を行うことにより、対象者を円滑に福祉支援につなぐことが出来てきているということが分かった。

その一方、在宅起訴された者は更生緊急保護が適用されないというような制度の壁や、受け入れ先が不足していることで、更生保護施設退所後の支援が難しくなっているという課題が挙げられた。また、罪を犯した高齢者に対する社会の偏見があることにより、居住支援が功を奏さないなどの課題も挙げられた。そのため、罪を犯した者に対して更生保護の領域で行われている取り組みの概要や、罪を犯した高齢者が置かれた状況、支援の必要性について広く周知していくことが重要となってくるのではないかと考えた。更生保護における司法と福祉の連携に関しては、司法と福祉では役割も方向性も異なるということを前提として、司法と福祉がその性質に適した役割を分担し、対象者を多面的に支援することが効果的であると考えた。

第 4 章では、矯正施設に入所する前の段階で行われる入口支援と、矯正施設を出所後に速やかに各種福祉サービスを利用できるように司法と福祉をつなぐ取り組みである出口支援について述べた。出口支援の取り組みについて、定着支援センターが中心的な役割を担っていることから、三つの定着支援センターに聞き取り調査を行った。聞き取り調査からは、定着支援センター職員と支援対象者の関係のみならず、その他の関係者との関係からも多角的に対象者と向き合うことが重要であると分かった。また、出口支援を行う上では、地域に密接した綿密な連携基盤を作ることで、対象者に対し柔軟な対応をすることが出来るということから、対象者が戻っていく地域に密接した人と人とのつながりを重視した連携基盤を作ることが、司法と福祉の更なる連携につながるのではないかと考えた。

入口支援の取り組みは、検察庁、弁護士、定着支援センター、地方自治体という担い手により行われており、本研究では検察庁、弁護士、定着支援センターのそれぞれについて聞き取り調査を実施した。聞き取り調査からは、それぞれの機関や職種が、それぞれの権限の中でできることを行い、機関ごとに互いに補い合いながら支援を行っていることが分かった。また、実際の現場では、連携先を開拓しながら一つひとつの支援を地道に積み重ねてきたことに加え、司法関係者と福祉関係者という異なる職種、機関との間で情報交換や意見交換をする場を設けてきたことにより、信頼関係が構築されているということが分かった。

**2、多機関連携による取り組みの在り方**

以上のように、各章では、多機関連携によって行われている取り組みの現状や今後の展望について述べてきたが、その中で罪を犯した高齢者に対して行われている多機関連携による取り組みは、以下の二つに大別できるのではないかと考えた。

一つ目は、「現在行われている取り組みの効果を向上させる」ための取り組みである。これについて、例えば各刑務所独自で行われている高齢者向けの指導が挙げられる。このような連携を行うことにより、専門性や実効性の高い、社会に開かれた指導を実施することができるだけでなく、施設内で生活する高齢受刑者が社会内で生活する人々とコミュニケーションを取ることができるので、施設入所時から社会での生活を見据えて生活できるようになると考えられる。

二つ目は、「福祉につなげる」ための取り組みである。入口支援、出口支援はその代表的なものであるが、それ以外にも福祉につなげるための動機付けを高めるために行われている社会復帰支援指導プログラム、そして更生保護施設から離れた後も自立した生活をサポートするために行われているフォローアップが挙げられる。このような取り組みは、罪を犯した高齢者が支援を受けられる「基盤」を作っていくために行われているものであるが、それぞれの機関や職種が得意なところを持ち寄り支援や指導を行うことで、個人の問題に寄り添うことが出来ると考えられる。また、現在では、機関と機関の連携はある程度構築されているが、司法と福祉の更なる連携を図り、対象者に柔軟な対応をしていくためには人と人とのつながりを重視した連携の基盤を作っていくことが重要であると考えられる。

このような多機関連携による取り組みを行うことで、罪を犯した高齢者自身の認知機能や身体機能、そして福祉支援への動機付けを高め、具体的な支援につなげることができることから、第1章で述べた心身機能の低下、不安定な収入、周囲からの孤立という「生きづらさ」を軽減することができるのではないかと考えた。そして、生きづらさを把握したうえで個々に合わせた支援や指導を行うことで、社会内での居場所を見つけることができ、社会に包摂されずに再入所を繰り返してしまうという負の連鎖を断つことに繋がるのではないかと考えた。

以上のように、多機関連携による取り組みは、罪を犯した高齢者が円滑な社会復帰をし、自立した生活を送るために重要である一方、二つの課題があると考えられる。

一つ目は、連携した取り組みを行う際に、社会の偏見が壁となっていることである。特に矯正の段階では、指導に関わってくる外部の方々の間に、受刑者に対する指導の必要性への理解が十分に広まっていないことから、連携の拡充が円滑に進まないという現状がある。また、更生保護の取り組みについても、社会における偏見があることから、現在行われている取り組みの周知をすることが難しいという問題がある。これについて、私たちは、罪を犯した高齢者は、社会から排除されてしまう可能性が高いという必ずしも本人だけの問題とは言い切れないような原因によって犯罪に手を染めてしまっている場合も多くみられるとい

う現状について理解を広めていく必要があるのではないかと考えた。そのうえで、このように社会に包摂されない高齢者の居場所を社会内で確保するためには、いずれ社会内で共に生活することになる人々の協力が必要不可欠となっているということを周知していく必要があるのではないかと考えた。

二つ目は、担い手となる機関や職種の間で、罪を犯した高齢者に対する取り組みを行う意義や目的に対する考え方が異なることである。司法と福祉の考え方の違いは、連携による取り組みが開始した当初から指摘されていた。すなわち、再犯防止を目的とする司法と、対象者それぞれの抱える課題の解消を目的とする福祉の認識の違いである。しかし実際には、社会復帰支援に対する捉え方は司法と福祉それぞれの領域内でも差があることが分かった。これは、個々の機関や職種等の担い手がもつ本来的な役割に起因するものもあると思われるが、必ずしも対立するものではなく、現場で互いの認識や役割を尊重しながら連携が進められてきた状況がうかがわれた。今後さらに円滑な連携を図っていくためにも、司法関係機関、福祉関係機関のそれぞれが共通認識を持ち、それぞれの機関にできることや専門的な知識を活かして多面的に支援を行うことが重要であると考えた。

**3、おわりに**

本研究では、罪を犯した高齢者に対する多機関連携による取り組みについて関係機関・団体へ調査をしてきたが、その中で罪を犯した高齢者の生きづらさは、必ずしも本人だけの原因によって生じるものではないと考えた。例えば、心身機能が低下しているような、日常生活において支援が必要となってくるような高齢者が刑務所に入所し、その後刑期を終えて社会へ戻ることが出来たとしても、住む家が無かったり、日常生活を補助してくれるような支援者がいないというような理由から、自立した生活を維持していくことが困難となってしまえば、安全で基本的な生活を送ることが出来た刑務所に戻りたいと考えてしまうこともあるだろう。

罪を犯してしまう者は、何かしらの事情がトリガーとなり、犯罪への道を歩んでしまったと考えられる。特に高齢者の場合には、高齢であるが故の問題がそのトリガーの一部となってしまうこともあるだろう。罪を犯した高齢者の出所後の生きづらさを解消するためには、罪を犯してしまったその段階から、刑事司法システムで関わってくる機関や人々がその「生きづらさ」を分析し、情報共有しながら、それぞれの専門性やネットワークを活かして社会復帰の方向へと一丸となって背中を押していくことが大切であると考えた。